

1. 公的年金制度（総括）

(1) 被保険者数

令和6年度末の公的年金被保険者数は6,757万人であり、総人口1億2,340万人の54.8%を占めている。

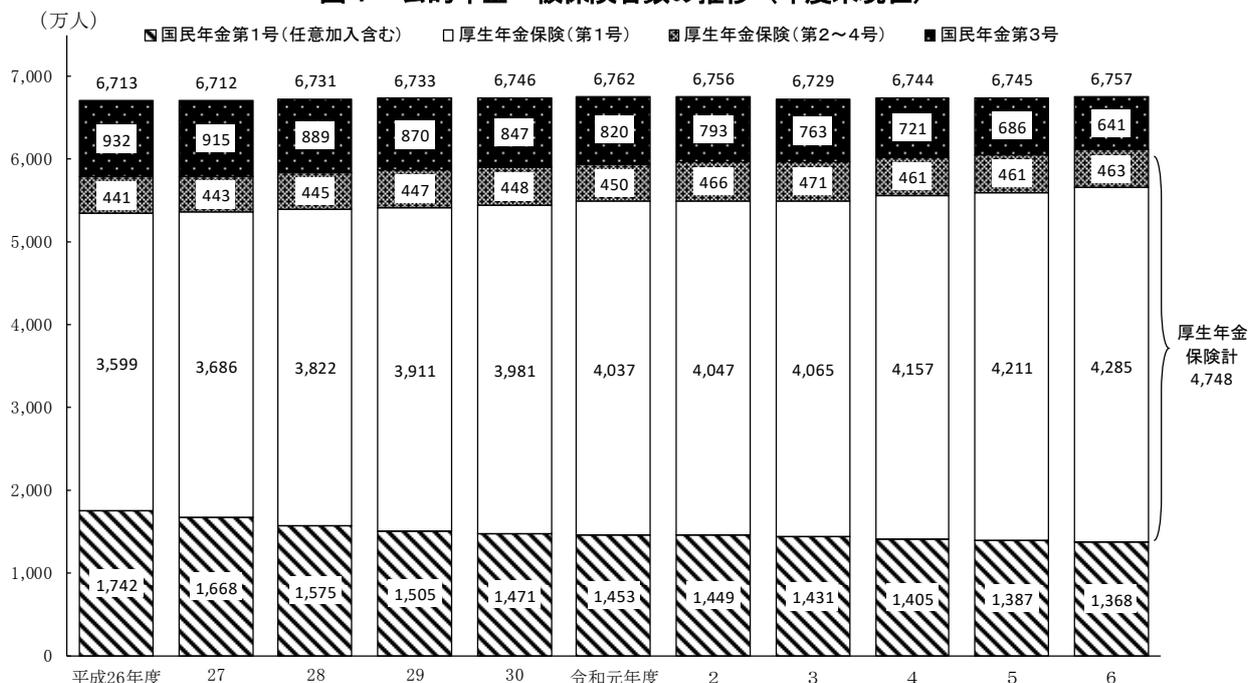
また、制度別にみると国民年金第1号被保険者数1,368万人（対前年度末19万人減）、厚生年金被保険者数（第1～4号）は4,748万人（同76万人増）、うち第1号厚生年金被保険者数4,285万人（同74万人増）、第2～4号厚生年金被保険者数463万人（同2万人増）、国民年金第3号被保険者数641万人（同45万人減）となっている。（表1、図1）

表1 公的年金 被保険者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	総数	厚生年金被保険者 (国民年金第2号被保険者等)					国民年金第3号被保険者	総人口	総数／総人口
		国民年金第1号被保険者	厚生年金被保険者		国民年金第3号被保険者				
			厚生年金保険(第1号)	厚生年金保険(第2～4号)					
平成26年度	67,134	17,420	40,395	35,985	4,409	9,319	126,939	52.9%	
27	67,119	16,679	41,289	36,864	4,425	9,151	126,991	52.9	
28	67,309	15,754	42,665	38,218	4,447	8,890	126,761	53.1	
29	67,335	15,052	43,581	39,112	4,469	8,701	126,502	53.2	
30	67,462	14,711	44,284	39,806	4,478	8,467	126,254	53.4	
令和元年度	67,616	14,533	44,879	40,374	4,505	8,203	125,930	53.7	
2	67,558	14,495	45,134	40,472	4,662	7,930	125,855	53.7	
3	67,293	14,312	45,354	40,645	4,709	7,627	125,071	53.8	
4	67,438	14,047	46,179	41,569	4,610	7,212	124,554	54.1	
5	67,445	13,871	46,718	42,109	4,609	6,856	124,002	54.4	
6	67,566	13,680	47,477	42,849	4,628	6,408	123,397	54.8	

図1 公的年金 被保険者数の推移（年度末現在）



注1. 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。
 2. 厚生年金保険（第1号）の被保険者は、平成26年度は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。
 3. 厚生年金保険（第2～4号）の被保険者は、平成26年度は共済組合等の組合員等、平成27年度以降は第2～4号厚生年金被保険者を計上している。
 4. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で高齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。
 5. 総人口は翌年度4月1日現在の総人口（確定値）（総務省統計局人口推計月報）である。

(2) 受給者数

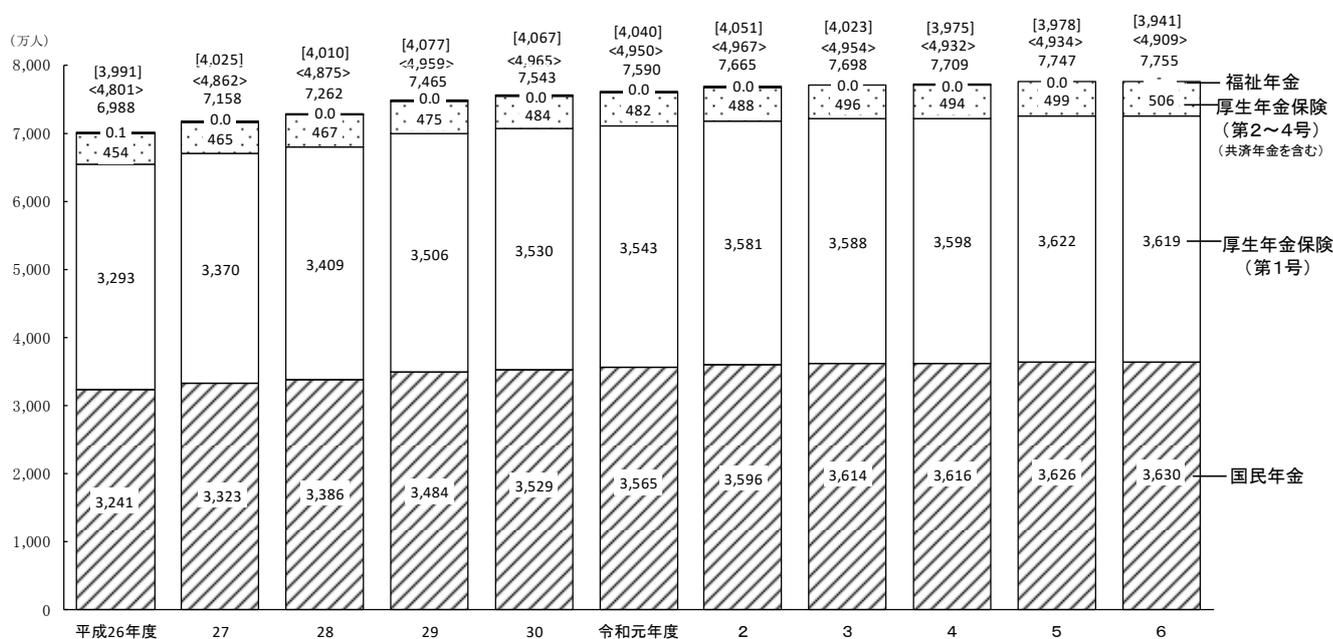
令和6年度末における公的年金の受給者数は、延人数で7,755万人であり、前年度末に比べて8万人の増加となっている。厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は4,909万人であり、前年度末に比べて25万人の減少となっている。また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実受給権者数は、3,941万人となっており、前年度末に比べて36万人減少している。（表2、図2）

表2 公的年金 受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	総 数			国民年金	厚生年金保険 （第1号）	厚生年金保険 （第2～4号） （共済年金を含む）	福祉年金
平成26年度	69,877	<48,009>	[39,906]	32,409	32,932	4,535	1
27	71,580	<48,617>	[40,255]	33,229	33,703	4,646	0
28	72,623	<48,745>	[40,101]	33,858	34,094	4,672	0
29	74,646	<49,591>	[40,769]	34,839	35,060	4,747	0
30	75,429	<49,647>	[40,667]	35,294	35,296	4,839	0
令和元年度	75,897	<49,498>	[40,403]	35,645	35,432	4,819	0
2	76,652	<49,668>	[40,507]	35,961	35,815	4,876	0
3	76,977	<49,541>	[40,226]	36,142	35,878	4,957	0
4	77,086	<49,318>	[39,755]	36,164	35,981	4,940	0
5	77,468	<49,342>	[39,777]	36,255	36,225	4,988	0
6	77,550	<49,088>	[39,412]	36,302	36,189	5,059	-

図2 公的年金 受給者数の推移（年度末現在）



注1. < >内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。

注2. []内は重複のない公的年金の実受給権者数である。

注3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度は厚生年金保険の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

注4. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、平成26年度は共済年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金保険又は共済年金の受給者を計上している。

注5. 福祉年金の受給者は、令和6年度末時点においては該当する計数はなしである。

令和6年度末における公的年金の受給者数を年金種別別にみると、老齢年金・25年以上が5,161万人と最も多く、次いで通算老齢年金・25年未満が1,617万人、遺族年金が695万人、障害年金が282万人、通算遺族年金が1万人となっている。（表3）

表3 公的年金 制度別受給者数（令和6年度末）

（単位：千人）

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	36,189	15,781	14,021	545	5,833	10
旧法厚生年金保険	399	107	74	21	188	9
新法厚生年金保険	35,557	15,544	13,900	521	5,591	・
（再掲）基礎あり	28,320	14,838	13,066	346	70	・
旧法船員保険	10	2	0	1	7	0
旧共済組合	223	128	46	2	46	0
（再掲）基礎あり	142	97	44	1	0	・
国民年金計	36,302	33,052	944	2,218	88	・
旧法拠出制	296	162	103	24	6	・
新法基礎年金	36,005	32,890	841	2,194	82	・
（再掲）基礎のみ	7,365	5,392	133	1,809	31	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,151	4,237	130	1,759	24	・
福祉年金	—	—	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	5,059	2,774	1,201	55	1,029	1
合計	77,550 <49,088>	51,607 <36,672>	16,166 <3,056>	2,818 <2,471>	6,949 <6,879>	10 <10>

- 注1. () 内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
 4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
 5. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金保険又は共済年金の受給者を計上している。
 6. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。
 7. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
 8. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の数である。
 9. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の数である。
 10. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
 11. 厚生年金保険（第2～4号）の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
 12. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

令和6年度末における老齢年金受給者数の推移を制度別にみると、前年度末に比べて、国民年金が4千人(0.0%)の減少、厚生年金保険(第1号)が6万人(0.4%)の増加、厚生年金保険(第2～4号)が1万人(0.5%)の増加となっている。(表4)

表4 公的年金 老齢年金受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	総数	国民年金			厚生年金保険 (共済年金を含む)			福祉年金	
		旧法 拋出制	基礎年金	厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号) (共済年金を含む)				
						平成26年度	47,124		<35,473>
27	48,321	<36,113>	30,646	905	29,740	17,675	14,859	2,815	0
28	49,070	<36,332>	31,324	767	30,557	17,746	14,964	2,783	0
29	49,898	<36,707>	31,898	644	31,254	18,000	15,207	2,793	0
30	50,535	<36,975>	32,304	536	31,769	18,230	15,409	2,822	0
令和元年度	50,794	<36,914>	32,623	444	32,179	18,171	15,390	2,781	0
2	51,219	<37,038>	32,904	364	32,540	18,315	15,530	2,786	0
3	51,461	<37,067>	33,039	299	32,740	18,422	15,615	2,807	0
4	51,426	<36,844>	33,021	239	32,782	18,405	15,639	2,766	0
5	51,542	<36,777>	33,057	196	32,861	18,485	15,724	2,761	0
6	51,607	<36,672>	33,052	162	32,890	18,555	15,781	2,774	-

- 注1. 〈 〉内は厚生年金保険(第1号)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。
2. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
3. 厚生年金保険(第1号)の受給者は、平成26年度は厚生年金保険の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
4. 厚生年金保険(第2～4号)の受給者は、平成26年度は共済年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金保険又は共済年金の受給者を計上している。
5. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

(3) 年金額

令和6年度末の公的年金受給者の年金総額を年金種別別にみると、老齢年金・25年以上が45兆5,817億円と年金総額の約8割と最も多く、次いで遺族年金が7兆2,529億円、通算老齢年金・25年未満が3兆790億円、障害年金が2兆4,144億円となっている。（表5）

表5 公的年金 制度別受給者年金総額（令和6年度末）

（単位：億円）

	総 数	老 齢 給 付		障 害 年 金	遺 族 給 付	
		老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		遺 族 年 金	通 算 遺 族 年 金
厚生年金保険（第1号）計	263,750	175,720	26,018	3,723	58,259	29
厚生年金基金代行分除く	255,310	168,699	24,599	3,723	58,259	29
旧法厚生年金保険	4,227	1,643	295	260	2,002	28
厚生年金基金代行分除く	4,214	1,633	292	260	2,002	28
新法厚生年金保険	256,971	172,302	25,626	3,432	55,611	・
（別掲）基礎年金	201,804	109,751	88,282	3,080	692	・
厚生年金基金代行分除く	248,544	165,291	24,209	3,432	55,611	・
旧法船員保険	197	60	1	15	121	1
旧共済組合	2,355	1,715	97	16	526	1
（別掲）基礎年金	1,099	754	336	9	0	・
国民年金計	258,897	235,720	2,363	19,879	936	・
旧法拠出制	1,297	805	243	223	26	・
新法基礎年金	257,600	234,915	2,120	19,656	909	・
（再掲）基礎のみ	53,760	36,841	322	16,252	345	・
（再掲）基礎のみ共済なし	44,399	28,011	316	15,804	269	・
福祉年金	—	—	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	60,664	44,377	2,409	542	13,334	1
合 計	583,311 〔574,871〕	455,817 〔448,796〕	30,790 〔29,371〕	24,144 〔24,144〕	72,529 〔72,529〕	31 〔31〕

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金保険又は共済年金の年金総額を計上している。
4. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。
5. 年金総額には一部支給停止額を含む。
6. 「合計」の〔 〕内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
7. 「基礎年金」は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。
8. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
9. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の年金総額である。
10. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
11. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
12. 厚生年金保険（第2～4号）の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
13. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

令和6年度末における公的年金受給者の年金総額は58兆3,311億円であり、前年度末と比べると1兆5,030億円増加している。

令和6年度末の公的年金受給者の年金総額を制度別にみると、国民年金が25兆8,897億円、厚生年金保険（第1号）が26兆3,750億円、厚生年金保険（第2～4号）が6兆664億円となっている。

（表6）

表6 公的年金 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年度	総数	国民年金	厚生年金保険 （共済年金を含む）				福祉年金	総数 ／ 国民 所得 %
			厚生年金保険 （第1号）		厚生年金保険 （第2～4号）			
平成26年度	534,031 [517,209]	213,040	320,988	255,993 [239,171]	64,994	3	14.1	
27	545,504 [530,592]	221,751	323,751	258,123 [243,211]	65,628	2	13.8	
28	548,355 [537,175]	227,156	321,198	257,008 [245,827]	64,190	1	13.9	
29	554,108 [544,933]	232,642	321,465	258,091 [248,916]	63,374	0	13.7	
30	555,904 [548,051]	236,380	319,524	256,643 [248,790]	62,881	0	13.6	
令和元年度	556,262 [548,400]	239,742	316,519	254,965 [247,103]	61,554	0	13.8	
2	560,078 [552,033]	243,212	316,866	255,715 [247,670]	61,151	0	14.8	
3	560,674 [552,631]	244,997	315,677	254,996 [246,953]	60,681	0	13.9	
4	557,211 [549,023]	244,936	312,275	253,087 [244,899]	59,188	0	13.3	
5	568,281 [559,931]	251,109	317,171	257,560 [249,210]	59,611	0	12.9	
6	583,311 [574,871]	258,897	324,414	263,750 [255,310]	60,664	-	12.9	

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度は厚生年金保険の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、平成26年度は共済年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金保険又は共済年金の年金総額を計上している。
3. [] 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
4. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。
5. 国民所得は、令和6年度国民経済計算年次推計（内閣府経済社会総合研究所）による。

令和6年度末における受給者の平均年金月額をみると、老齢年金・25年以上では、厚生年金保険（第1号）（老齢基礎年金額を含む）が15万1千円、国民年金が5万9千円、厚生年金保険（第2～4号）（老齢基礎年金額を含まない）が13万3千円となっている。（表7）

表7 公的年金 受給者の平均年金月額（令和6年度末）

（単位：円）

	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	151,142	68,135	104,130	84,228	24,441
厚生年金基金代行分除く	147,434	67,292	104,130	84,228	24,441
旧法厚生年金保険	128,093	33,377	100,675	88,738	24,569
厚生年金基金代行分除く	127,294	33,086	100,675	88,738	24,569
新法厚生年金保険	151,211	68,288	104,139	83,915	・
（再掲）基礎年金	58,838	52,925	49,254	1,031	・
厚生年金基金代行分除く	147,453	67,439	104,139	83,915	・
基礎あり	154,587	71,648	128,370	144,005	・
（再掲）基礎年金	61,640	56,305	74,229	82,008	・
旧法船員保険	248,145	30,247	177,920	145,801	24,509
旧共済組合	160,426	77,699	113,789	94,432	19,651
旧法	167,450	38,091	115,642	99,290	19,651
新法	158,258	78,488	112,774	92,536	・
（再掲）基礎年金	64,131	61,530	61,672	3	・
基礎あり	158,558	80,138	120,890	178,274	・
（再掲）基礎年金	64,551	63,762	71,838	87,567	・
国民年金計	59,431	20,862	74,691	88,917	・
旧法拠出制	41,266	19,573	76,124	36,346	・
新法基礎年金	59,521	21,020	74,675	92,825	・
（再掲）基礎のみ	56,934	20,248	74,849	92,538	・
（再掲）基礎のみ共済なし	55,089	20,186	74,869	91,734	・
福祉年金	—	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	133,327	16,708	82,425	108,023	23,150
（再掲）公務上を除く	133,327	16,708	83,111	113,419	23,150

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）に係る平均年金月額には併給している基礎年金額（同一の年金種別）を含む。
3. 「（再掲）基礎年金」は直前行の平均年金月額のうち同一の年金種別の基礎年金の平均年金月額の再掲である。
4. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の平均年金月額である。
5. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
6. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の平均年金月額である。
7. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の平均年金月額である。
8. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
9. 厚生年金保険（第2～4号）の平均年金月額には、併給している基礎年金額を含まない。
10. 厚生年金保険（第2～4号）の平均年金月額には、共済年金の職域加算部分を含む。
11. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報は含まない。

(1) 適用状況

① 事業所数

令和6年度末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は288万1千か所で、前年度末に比べて9万か所の増加となっている。令和6年度末の適用事業所数は、制度発足以来最多となっている。（表8）

表8 厚生年金保険（第1号） 適用事業所数の推移

（年度末現在、単位：千か所）

年 度	事 業 所 数				
	総 数	(再掲) 強制適用	(再掲) 任意包括適用	(再掲) 船舶所有者数	(再掲) 短時間労働者
平成26年度	1,867	1,774	89	4.4	・
27	1,975	1,892	78	4.4	・
28	2,109	2,024	81	4.4	27
29	2,227	2,138	85	4.4	33
30	2,337	2,244	89	4.3	35
令和元年度	2,436	2,339	92	4.2	37
2	2,509	2,410	95	4.1	38
3	2,598	2,496	98	4.1	40
4	2,688	2,583	100	4.0	91
5	2,791	2,683	103	4.0	94
6	2,881	2,770	107	3.9	149

注. 事業所の総数には任意単独適用（令和6年度末は、483事業所）を含んでいる。

② 被保険者数

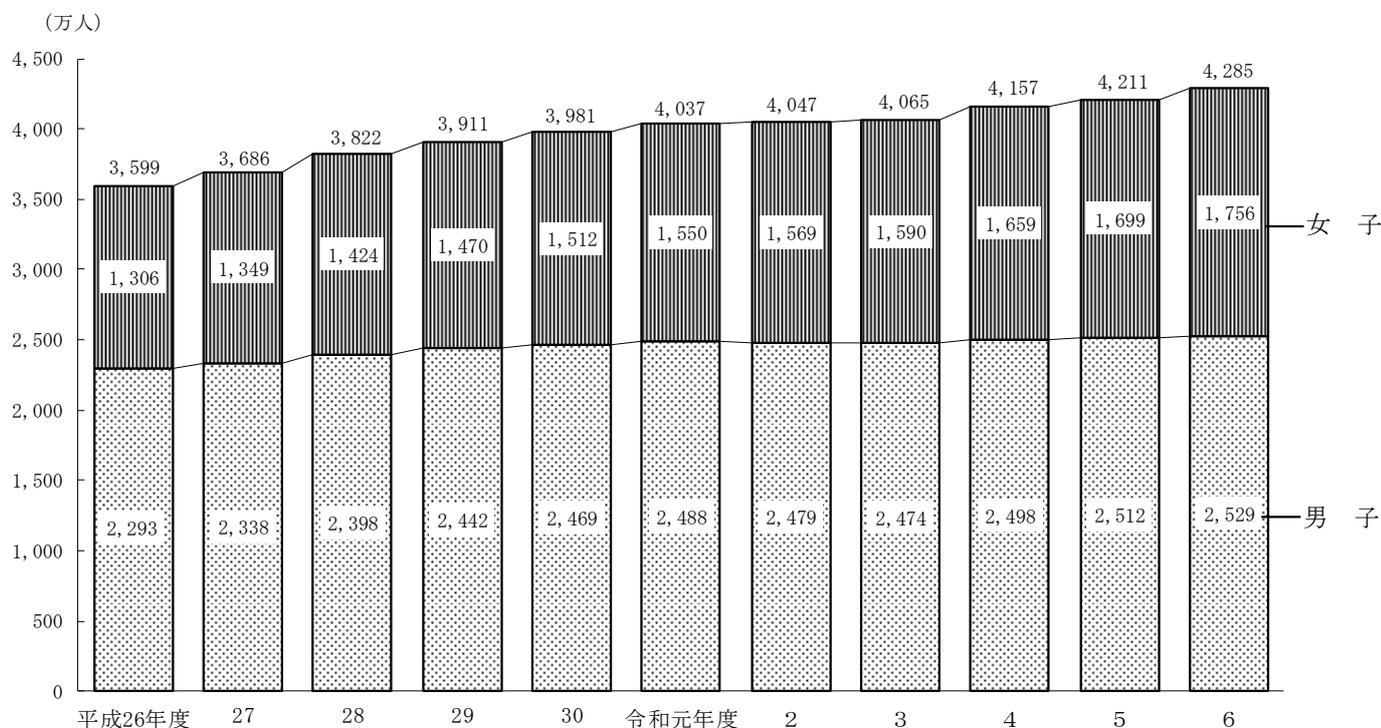
令和6年度末の厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,285万人で、前年度末に比べて74万人増加している。被保険者数の内訳をみると、男子が2,529万人、女子が1,756万人となっている。前年度末と比べると、男子が16万人、女子が58万人増加している。令和6年度末の被保険者数は、制度発足以来最多となっている。（表9、図3）

表9 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	総 数	男 子				女 子	短時間労働者	育児休業等 保険料 免除者	
		一般男子	坑内員	船員	男 子			女 子	
平成26年度	35,985	22,929	22,876	0.6	52	13,057	・	・	301
27	36,864	23,376	23,323	0.6	52	13,488	・	・	332
28	38,218	23,980	23,927	0.6	52	14,238	291	86	355
29	39,112	24,417	24,364	0.6	52	14,695	383	112	385
30	39,806	24,689	24,637	0.5	52	15,117	435	124	410
令和元年度	40,374	24,877	24,825	0.5	52	15,498	472	129	431
2	40,472	24,787	24,735	0.5	51	15,685	530	138	452
3	40,645	24,744	24,693	0.4	50	15,901	569	145	469
4	41,569	24,983	24,932	0.4	50	16,587	822	203	489
5	42,109	25,122	25,071	0.4	51	16,987	919	221	502
6	42,849	25,286	25,235	0.4	51	17,563	1,112	258	508

図3 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移（年度末現在）

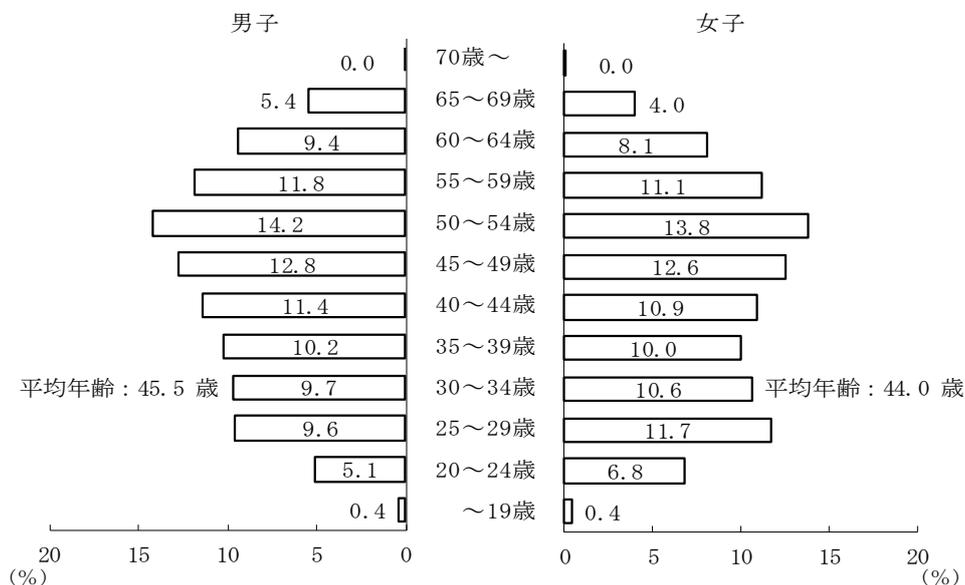


- 注1. 厚生年金保険（第1号）の被保険者は、平成26年度は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。
 注2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。
 注3. 育児休業等保険料免除者には、産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

③ 年齢構成

令和6年度末における被保険者の年齢構成は、男女共に50～54歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は45.5歳、女子は44.0歳となっている。（図4）

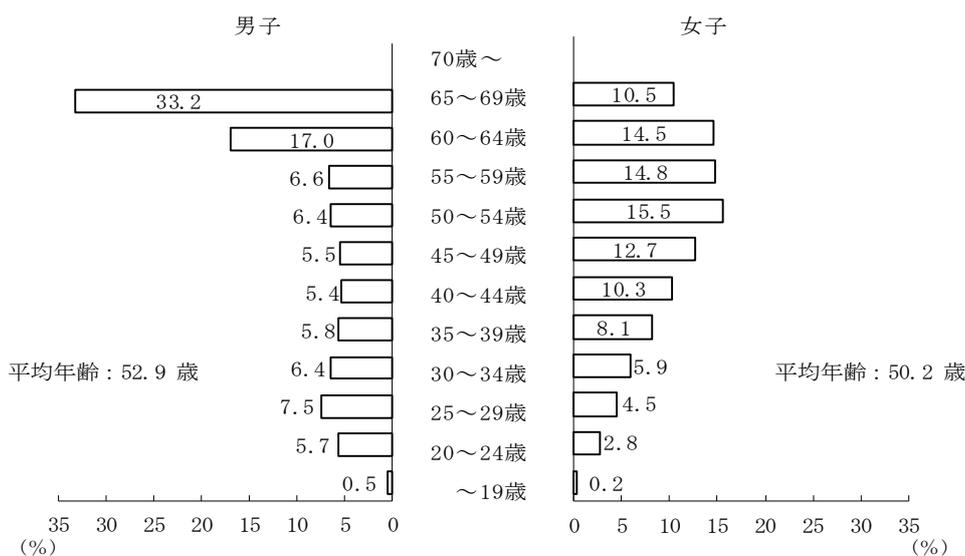
図4 厚生年金保険（第1号） 被保険者の年齢構成（令和6年度末）



注. 男子には船員及び坑内員を含む。

令和6年度末における短時間労働者の年齢構成は、男子は60～64歳、65～69歳の割合が他の年齢階級と比較して高くなっており、女子は50～54歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は52.9歳、女子は50.2歳となっている。（図5）

図5 厚生年金保険（第1号） 短時間労働者の年齢構成（令和6年度末）



注. 男子には坑内員を含む。

④ 標準報酬月額及び標準賞与額

標準報酬月額の平均は、令和6年度末現在で33万2千円(男子は37万7千円、女子は26万7千円)であり、前年度末に比べて1.8%増加している。令和6年度の年度平均についても、32万9千円(男子は37万4千円、女子は26万4千円)と、前年度に比べて1.7%増加している。

短時間労働者の標準報酬月額の平均は、令和6年度末現在で15万5千円(男子は16万8千円、女子は15万1千円)であり、前年度末に比べて1.9%増加している。令和6年度の年度平均については、15万4千円(男子は16万6千円、女子は15万円)と、前年度に比べて2.5%増加している。

標準賞与額の1回当たりの平均は、令和6年度で46万円(男子は54万3千円、女子は33万2千円)であり、前年度に比べて4.6%増加している。

短時間労働者の標準賞与額の1回当たりの平均は、令和6年度で13万3千円(男子は15万6千円、女子は12万7千円)であり、前年度に比べて43.6%増加している。

一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、令和6年度で469万1千円(男子は538万4千円、女子は368万5千円)であり、前年度に比べて1.8%増加している。

短時間労働者の一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、令和6年度で199万6千円(男子は216万4千円、女子は194万4千円)であり、前年度に比べて4.6%増加している。(表10)

表10 厚生年金保険(第1号)の標準報酬月額等の推移

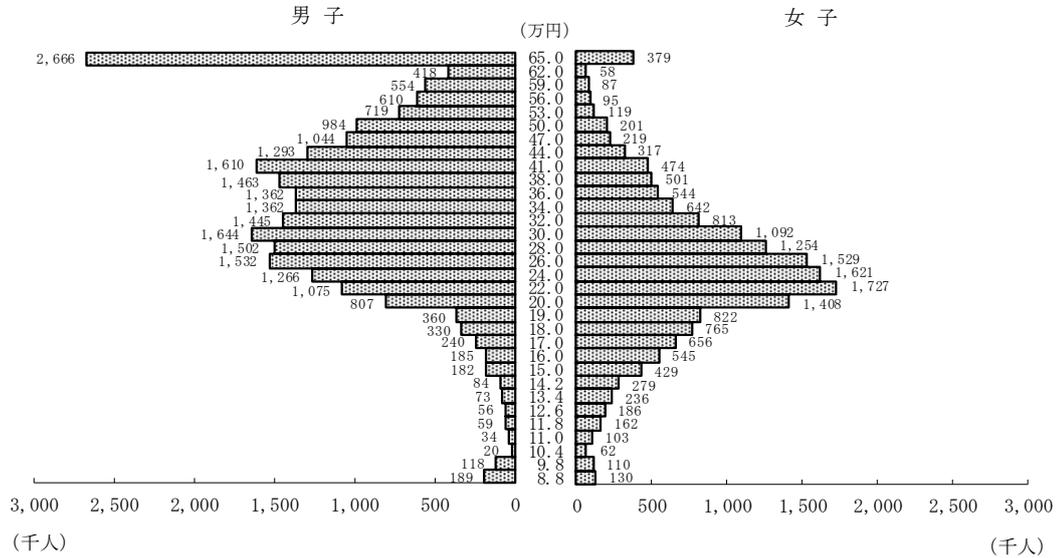
		標準報酬月額の平均 (年度末現在)						標準報酬月額の平均 (年度平均)					
					(再掲)短時間労働者						(再掲)短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	令和2年度	313,099	355,232	246,518	145,843	158,111	141,537	312,838	354,921	246,025	146,131	158,834	141,572
	3	318,593	361,563	251,727	148,938	160,714	144,923	315,728	358,232	249,290	147,527	159,516	143,373
	4	320,919	364,623	255,093	146,972	158,942	143,055	319,409	362,608	253,504	147,792	159,802	143,783
	5	326,159	370,412	260,712	152,267	164,347	148,448	323,319	367,238	257,994	149,920	162,032	146,009
	6	331,936	377,056	266,974	155,125	167,549	151,381	328,965	373,605	264,079	153,729	166,163	149,893
伸び率 (%)	令和2年度	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.8	△ 1.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.1	0.4	0.1	△ 0.3	0.5
	3	1.8	1.8	2.1	2.1	1.6	2.4	0.9	0.9	1.3	1.0	0.4	1.3
	4	0.7	0.8	1.3	△ 1.3	△ 1.1	△ 1.3	1.2	1.2	1.7	0.2	0.2	0.3
	5	1.6	1.6	2.2	3.6	3.4	3.8	1.2	1.3	1.8	1.4	1.4	1.5
	6	1.8	1.8	2.4	1.9	1.9	2.0	1.7	1.7	2.4	2.5	2.5	2.7

		標準賞与額1回当たりの平均						一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)					
					(再掲)短時間労働者						(再掲)短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	令和2年度	426,508	504,414	295,861	87,327	114,637	78,030	4,424,204	5,068,255	3,401,652	1,857,558	2,037,255	1,793,057
	3	433,313	512,048	304,082	98,223	123,477	89,877	4,479,701	5,130,762	3,462,009	1,890,496	2,060,017	1,831,760
	4	441,282	522,068	311,001	94,130	118,699	86,396	4,542,589	5,209,225	3,525,550	1,883,723	2,050,585	1,828,028
	5	439,922	521,259	311,972	92,788	115,538	85,836	4,606,395	5,287,014	3,594,026	1,907,717	2,074,165	1,853,972
	6	460,282	542,691	332,213	133,203	156,044	126,543	4,691,345	5,383,938	3,684,637	1,996,055	2,163,709	1,944,337
伸び率 (%)	令和2年度	△ 5.5	△ 4.4	△ 6.6	9.8	△ 4.8	24.4	△ 0.6	△ 0.7	0.1	2.4	1.4	3.2
	3	1.6	1.5	2.8	12.5	7.7	15.2	1.3	1.2	1.8	1.8	1.1	2.2
	4	1.8	2.0	2.3	△ 4.2	△ 3.9	△ 3.9	1.4	1.5	1.8	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.2
	5	△ 0.3	△ 0.2	0.3	△ 1.4	△ 2.7	△ 0.6	1.4	1.5	1.9	1.3	1.1	1.4
	6	4.6	4.1	6.5	43.6	35.1	47.4	1.8	1.8	2.5	4.6	4.3	4.9

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。
 2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。
 3. 標準報酬月額の平均(年度平均)は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの各月末における被保険者数の合計で割ったものである。
 4. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。
 5. 一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

令和6年度末における標準報酬月額別被保険者数は、男子では上限の第32級（65万円）が267万人と最も多くなっている一方、女子は第15級（22万円）が173万人と最も多くなっている。（図6）

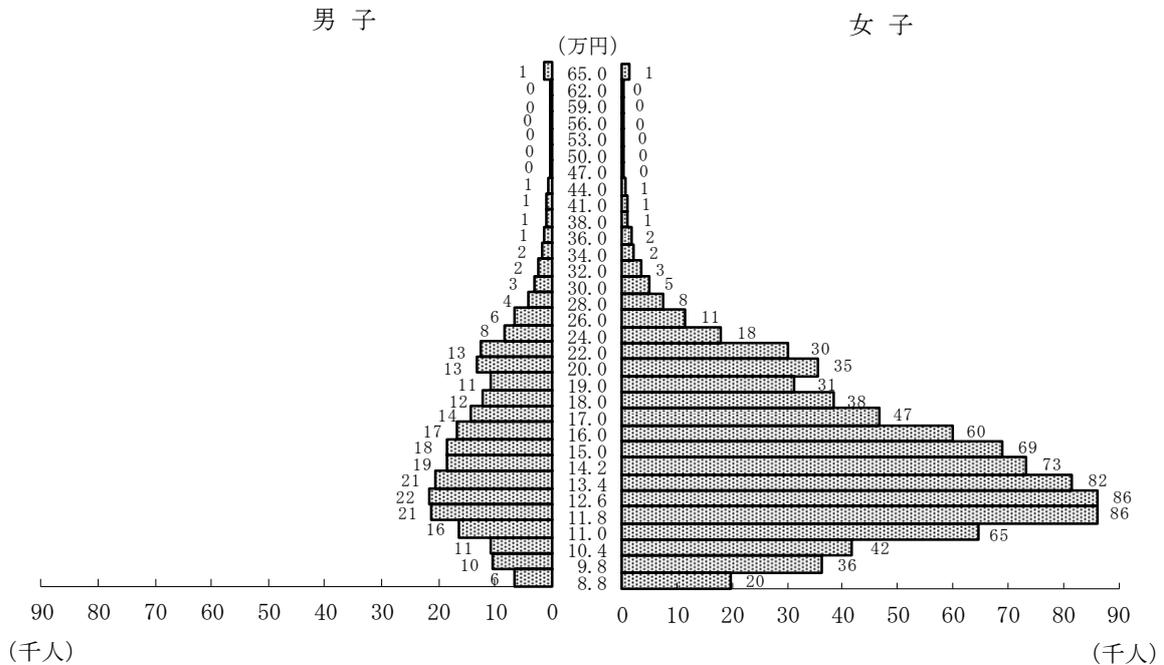
図6 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額別被保険者数（令和6年度末）



注. 男子には船員及び坑内員を含む。

令和6年度末における標準報酬月額別短時間労働者数は、男女共に第6級（12.6万円）が最も多く、男子は2万2千人、女子は8万6千人となっている。（図7）

図7 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額別短時間労働者数（令和6年度末）



注. 男子には坑内員を含む。

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

令和6年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者数は3,619万人で、内訳は旧法厚生年金保険が40万人、旧法船員保険が1万人、新法厚生年金保険が3,556万人、旧共済組合が22万人となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,578万人（全受給者数の43.6%）、通算老齢年金・25年未満が1,402万人（同38.7%）、障害年金が55万人（同1.5%）、遺族年金が583万人（同16.1%）、通算遺族年金が1万人（同0.0%）となっている。

また、令和6年度末において、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金の受給者数は、老齢年金が1,494万人、通算老齢年金・25年未満が1,311万人となっている。障害基礎年金を併せて受給する障害厚生年金の受給者数は35万人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金の受給者数は7万人となっている。（表11）

表11 厚生年金保険（第1号） 受給者数（令和6年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	15,781	43.6	107	0.3	2	0.0	15,544 (14,838)	43.0	128 (97)	0.4
通算老齢年金・25年未満	14,021	38.7	74	0.2	0	0.0	13,900 (13,066)	38.4	46 (44)	0.1
障 害 年 金	545	1.5	21	0.1	1	0.0	521 (346)	1.4	2 (1)	0.0
遺 族 年 金	5,833	16.1	188	0.5	7	0.0	5,591 (70)	15.4	46 (0)	0.1
通 算 遺 族 年 金	10	0.0	9	0.0	0	0.0	・	・	0	0.0
合 計	36,189	100.0	399	1.1	10	0.0	35,557 (28,320)	98.3	223 (142)	0.6

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。

3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

4. () 内は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。

5. 割合は、厚生年金保険（第1号）の全受給者数に対するものである。

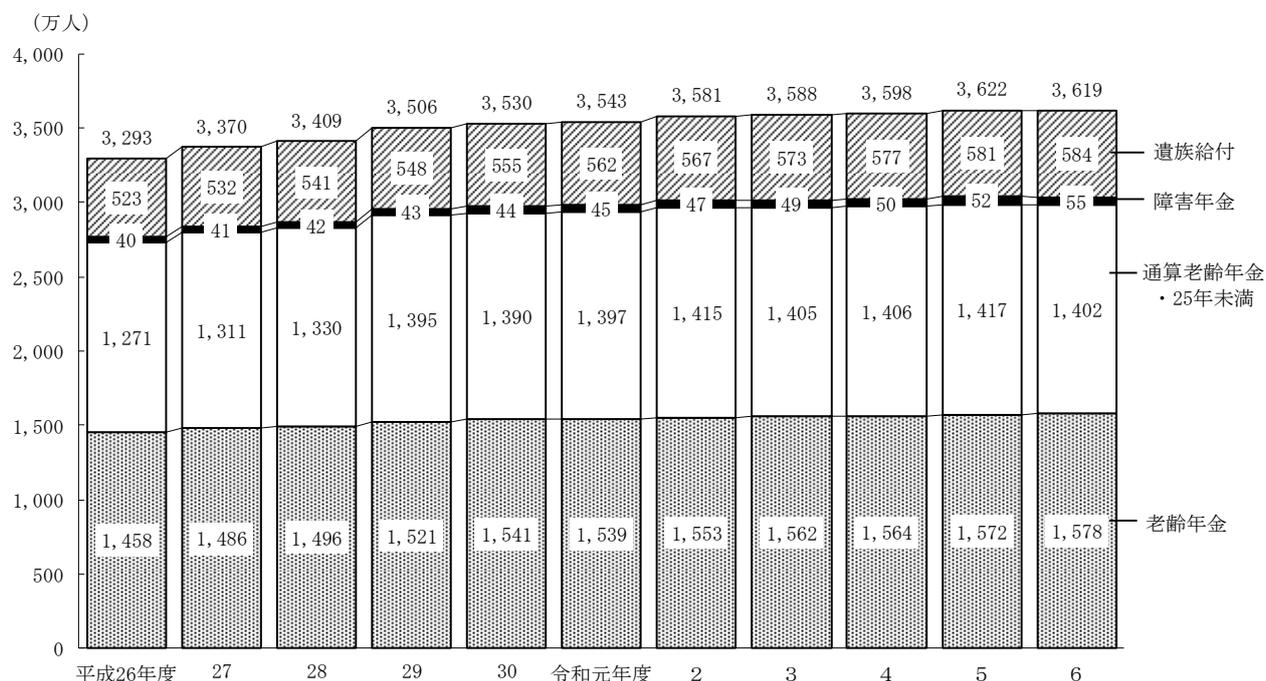
令和6年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者数を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が6万人の増加、通算老齢年金・25年未満が15万人の減少、障害年金が2万人の増加、遺族給付が4万人の増加となっている。（表12、図8）

表12 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計	年金種別			
		老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成26年度	32,932	14,581	12,715	404	5,232
27	33,703	14,859	13,110	410	5,323
28	34,094	14,964	13,302	419	5,409
29	35,060	15,207	13,948	427	5,478
30	35,296	15,409	13,896	438	5,554
令和元年度	35,432	15,390	13,972	452	5,618
2	35,815	15,530	14,147	468	5,670
3	35,878	15,615	14,047	486	5,730
4	35,981	15,639	14,065	503	5,774
5	36,225	15,724	14,171	523	5,807
6	36,189	15,781	14,021	545	5,842

図8 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移（年度末現在）



注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度は厚生年金保険の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和6年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付受給者数を前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が3万人の減少、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が2万人の減少、旧法船員保険の老齢年金が1千人の減少、旧法船員保険の通算老齢年金が1百人の減少、新法厚生年金保険の老齢相当が10万人の増加、新法厚生年金保険の通老相当・25年未満が12万人の減少、旧共済組合の退職年金が2万人の減少、旧共済組合の通算退職年金・25年未満が4千人の減少となっている。（表13）

表13 厚生年金保険（第1号） 老齢給付受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金・25年未満	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当・25年未満	退職年金	通算退職年金・25年未満
平成26年度	14,581	12,715	683	558	16	3	13,573	12,068	309	86
27	14,859	13,110	596	483	14	2	13,960	12,543	290	82
28	14,964	13,302	516	412	12	2	14,166	12,809	270	79
29	15,207	13,948	442	350	10	2	14,504	13,521	251	75
30	15,409	13,896	374	292	8	1	14,794	13,532	232	71
令和元年度	15,390	13,972	315	241	7	1	14,854	13,664	214	67
2	15,530	14,147	263	197	6	1	15,064	13,886	196	63
3	15,615	14,047	216	158	5	1	15,216	13,829	179	59
4	15,639	14,065	171	122	4	0	15,304	13,887	161	55
5	15,724	14,171	136	95	3	0	15,440	14,024	145	51
6	15,781	14,021	107	74	2	0	15,544	13,900	128	46

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度は厚生年金保険の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた受給者を計上している。

2. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。

3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

② 受給権者数

令和6年度末における厚生年金保険（第1号）の受給権者数は3,756万人で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,609万人、通算老齢年金・25年未満が1,451万人、障害年金が74万人、遺族給付が622万人となっている。（表14）

表14 厚生年金保険（第1号） 受給権者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計	受給権者数			
		老齢年金	通算老齢年金・25年未満	障害年金	遺族給付
平成26年度	35,258	15,422	13,662	584	5,590
27	35,999	15,684	14,042	594	5,678
28	36,257	15,688	14,202	605	5,762
29	37,179	15,900	14,832	616	5,832
30	37,347	16,087	14,723	629	5,907
令和元年度	37,355	15,987	14,754	643	5,970
2	37,684	16,100	14,901	659	6,024
3	37,685	16,180	14,740	677	6,087
4	37,488	15,997	14,660	695	6,137
5	37,671	16,055	14,725	717	6,174
6	37,556	16,086	14,514	741	6,215

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給権者は、平成26年度は厚生年金保険の受給権者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

③ 在職者に係る老齢給付の状況

令和6年度末現在の在職者の老齢給付の受給権者数は、424万3千人となっており、前年度末に比べて10万4千人（2.5%）増加している。そのうち、65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数は345万4千人となっており、前年度末に比べて21万5千人（6.6%）増加している。

令和6年度末現在の在職者の老齢給付の受給者数は、415万9千人となっており、前年度末に比べて11万9千人（2.9%）増加している。そのうち、65歳以上の新法老齢厚生年金受給者数は344万4千人となっており、前年度末に比べて21万5千人（6.7%）増加している。（表15）

表15 厚生年金保険（第1号） 在職者に係る老齢給付状況の推移

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
令和2年度	400.5 (277.4)	250.7 (193.3)	149.8 (84.1)	366.4 (276.0)	231.8 (192.7)	134.5 (83.3)
3	400.7 (286.7)	258.3 (198.4)	142.4 (88.4)	366.4 (285.3)	237.2 (197.7)	129.1 (87.6)
4	401.0 (307.9)	248.0 (210.4)	153.0 (97.5)	390.0 (306.8)	242.9 (210.0)	147.1 (96.9)
5	413.9 (323.9)	250.9 (219.2)	163.0 (104.7)	404.0 (322.9)	246.9 (218.7)	157.1 (104.1)
6	424.3 (345.4)	265.0 (230.5)	159.3 (114.9)	415.9 (344.4)	261.1 (230.0)	154.8 (114.3)

注1. 老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金・25年未満）の受給権者及び受給者を計上している。

2. 在職者とは、① 厚生年金保険の被保険者
② 適用事業所に使用される70歳以上の者
③ 国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員

である老齢給付の受給権者及び受給者である。

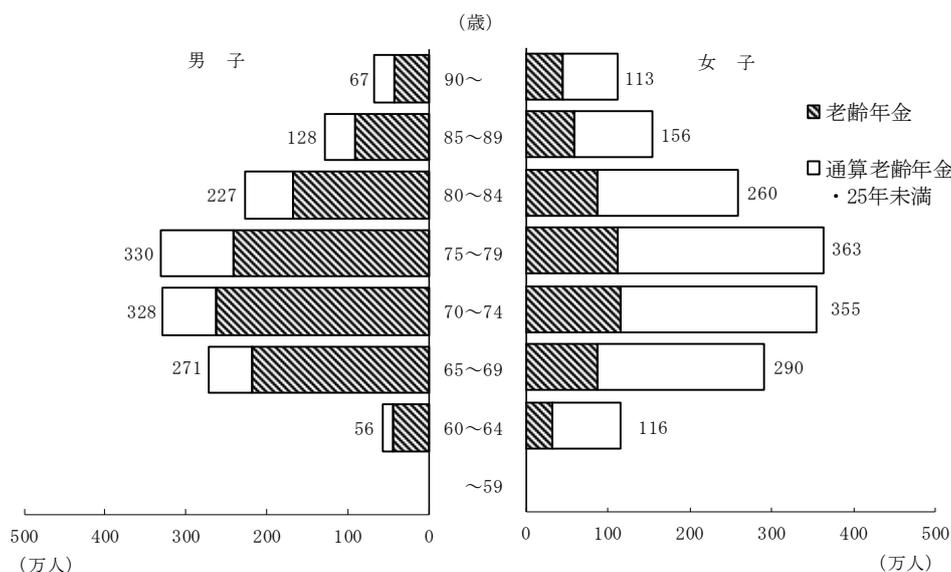
また、本表においては在職者に係る数値を計上しており、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない者を含む。

3. () 内の数値は、在職者に係る65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済組合を除く）である。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

令和6年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給権者3,060万人の年齢階級別分布は、男女共に75～79歳が最も多い（男子は330万人、女子は363万人）。（図9）

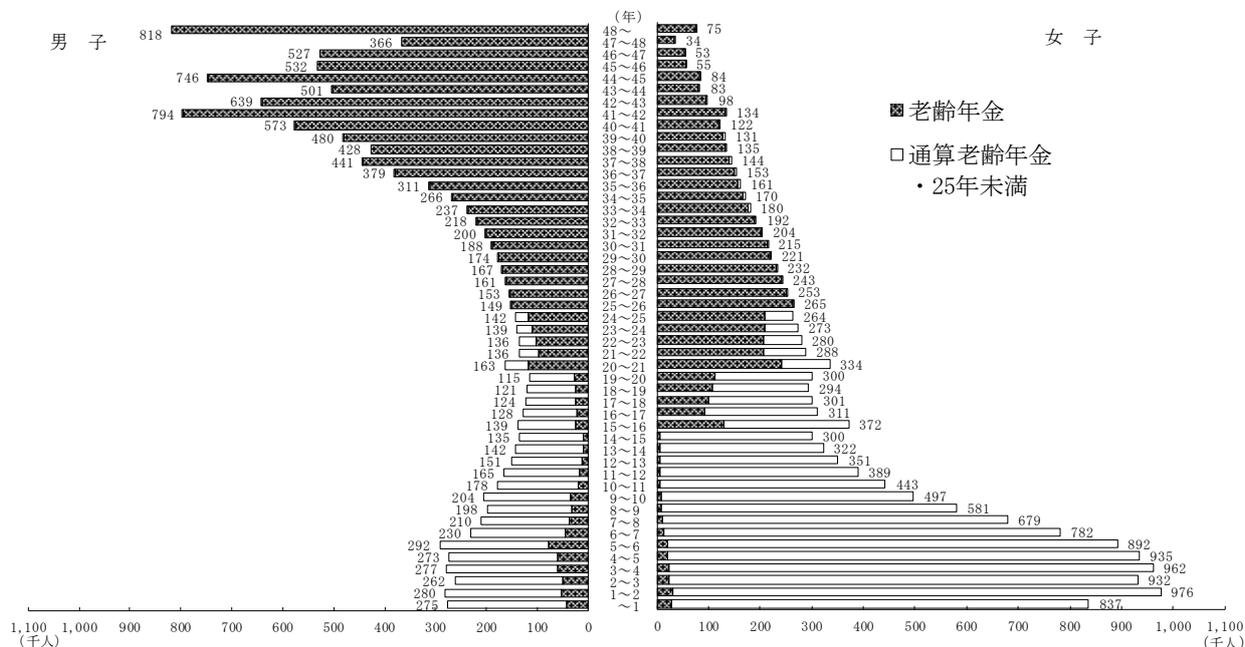
図9 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の年齢階級別受給権者数（令和6年度末）



⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

令和6年度末における厚生年金保険（第1号）の被保険者期間別老齢給付受給権者数は、男子では48年以上が最も多く（82万人）、女子では1年以上2年未満が最も多く（98万人）になっている。（図10）

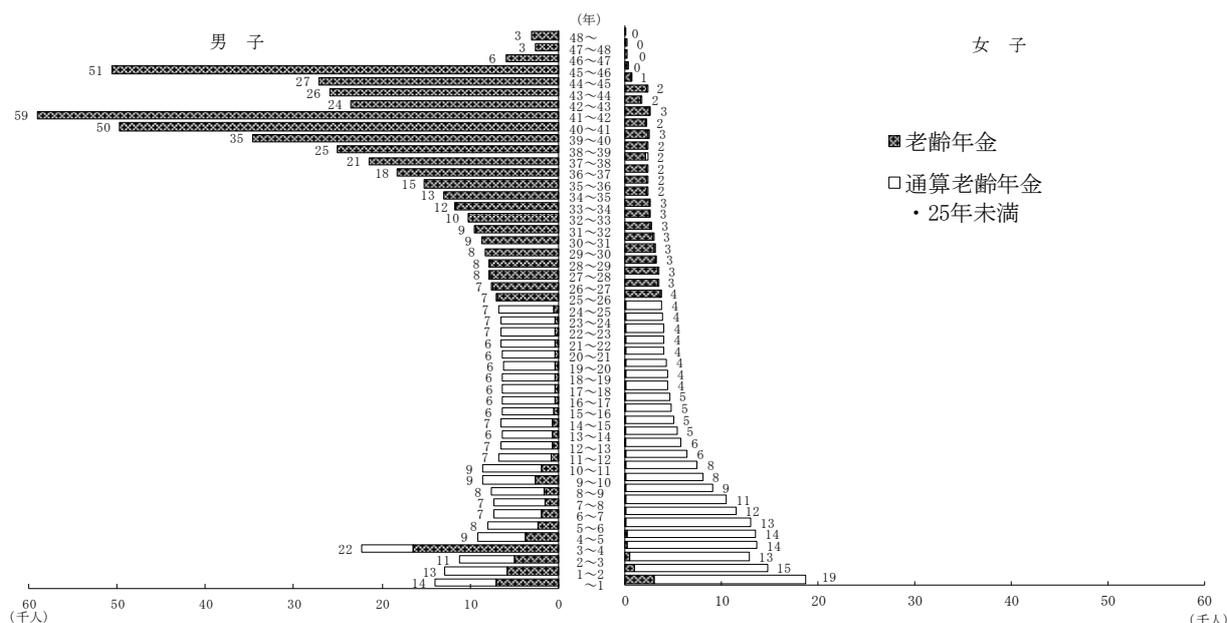
図10 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（令和6年度末）



注1. 老齢年金には、被保険者期間が15年未満の者が存在しているが、これは、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて老齢年金に該当した者等もいるためである。
 2. 被保険者期間には、年金分割によるみなし被保険者期間を含んでいる。

令和6年度に新規裁定された厚生年金保険（第1号）の被保険者期間別老齢給付受給権者数は、男子では41年以上42年未満が最も多く、女子では1年未満が最も多くなっている。（図11）

図11 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（令和6年度新規裁定）



注1. 老齢年金には、被保険者期間が15年未満の者が存在しているが、これは、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて老齢年金に該当した者等もいるためである。
 2. 被保険者期間には、年金分割によるみなし被保険者期間を含んでいる。

⑥ 老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

老齢厚生年金受給権者のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、令和6年度末現在で繰上げ率は1.2%、繰下げ率は1.9%となっている。
(表16)

**表16 厚生年金保険（第1号）
（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移**

(年度末現在、単位：人、%)

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
令和2年度	27,272,504	128,171	0.5	26,876,735	98.5	267,598	1.0
3	27,722,776	155,968	0.6	27,244,571	98.3	322,237	1.2
4	28,045,102	206,757	0.7	27,463,864	97.9	374,481	1.3
5	28,391,040	259,815	0.9	27,686,047	97.5	445,178	1.6
6	28,697,329	350,650	1.2	27,798,044	96.9	548,635	1.9

- 注1. 老齢厚生年金受給権者総数には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない。これは、特別支給の老齢厚生年金は繰下げできないためである。
 注2. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。
 注3. 令和2年年金制度改正法により、令和4年4月以降、繰下げの上限が5年から10年に引き上げられたが、令和6年度末の新法厚生年金保険（老齢厚生年金）の受給権者のうち、5年超の繰下げをしている者は27,983人である。

年度末時点で70歳の老齢厚生年金受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、令和6年度末現在で繰上げ率は0.7%、繰下げ率は4.2%で上昇傾向となっている。(表17)

**表17 厚生年金保険（第1号）
（老齢厚生年金）70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移**

(年度末現在、単位：人、%)

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
令和2年度	1,583,026	・	・	1,557,326	98.4	25,698	1.6
3	1,459,914	・	・	1,431,363	98.0	28,548	2.0
4	1,380,129	・	・	1,350,789	97.9	29,339	2.1
5	1,300,190	11,845	0.9	1,246,684	95.9	41,660	3.2
6	1,249,727	8,596	0.7	1,188,025	95.1	53,106	4.2

- 注1. 繰上げ・繰下げ状況が不詳の者がいるため、繰上げ、本来、繰下げの和は総数と一致しないことがある。
 注2. 令和2年年金制度改正法により、令和4年4月以降、繰下げ年齢の上限が70歳から75歳（65歳に達した日後に受給権を取得した者は繰下げの上限が5年から10年）に引き上げられたが、上表は、年度末時点で70歳の老齢厚生年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況を示している。
 注3. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。

(3) 年金額

① 年金総額

令和6年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額は26兆3,750億円で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が17兆5,720億円で年金総額の66.6%を占めており、通算老齢年金・25年未満が2兆6,018億円（年金総額の9.9%）、障害年金が3,723億円（同1.4%）、遺族年金が5兆8,259億円（同22.1%）、通算遺族年金が29億円（同0.0%）となっている。（表18）

表18 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額（令和6年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	175,720	66.6	1,643	0.6	60	0.0	172,302	65.3	1,715	0.7
通算老齢年金・25年未満	26,018	9.9	295	0.1	1	0.0	25,626	9.7	97	0.0
障 害 年 金	3,723	1.4	260	0.1	15	0.0	3,432	1.3	16	0.0
遺 族 年 金	58,259	22.1	2,002	0.8	121	0.0	55,611	21.1	526	0.2
通 算 遺 族 年 金	29	0.0	28	0.0	1	0.0	・	・	1	0.0
合 計	263,750	100.0	4,227	1.6	197	0.1	256,971	97.4	2,355	0.9

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。
4. 割合は、厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額全体に対するものである。

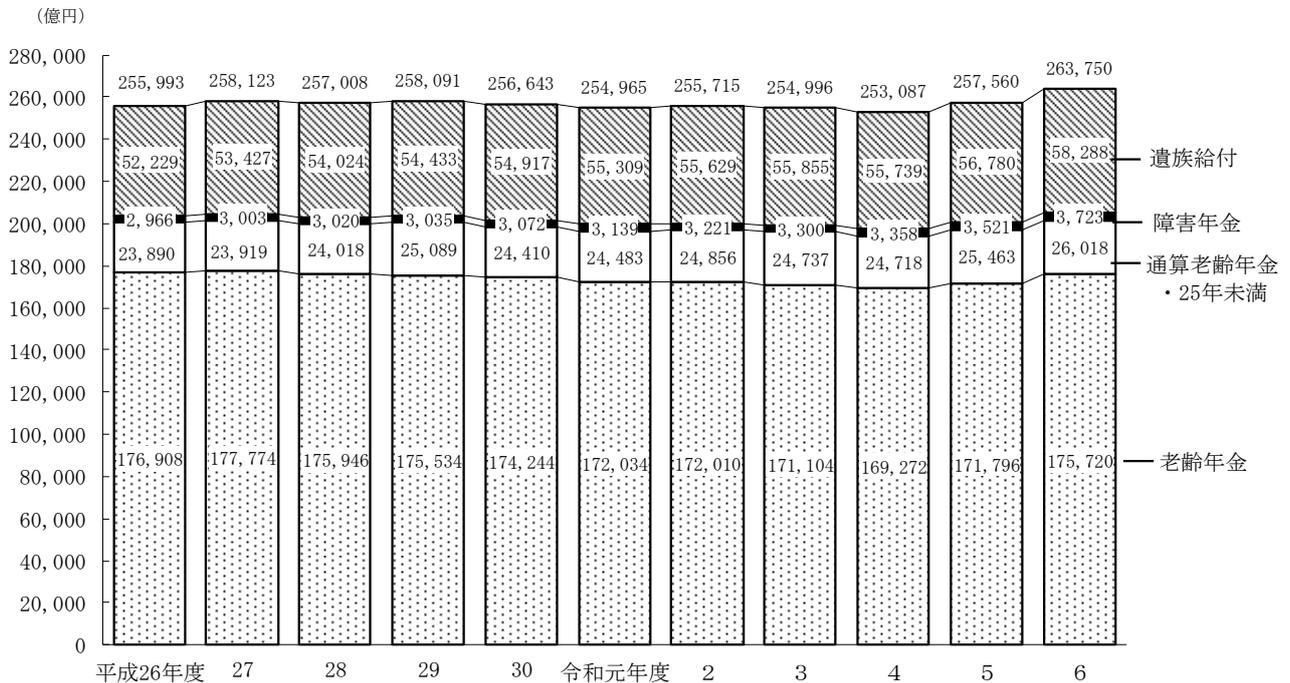
令和6年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が3,924億円の増加、通算老齢年金・25年未満が556億円の増加、障害年金が202億円の増加、遺族給付が1,508億円の増加となっている。（表19、図12）

表19 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年度	合計		老齢年金		通算老齢年金 ・25年未満		障害年金	遺族給付
			老齢年金	（ ）	通算老齢年金 ・25年未満	（ ）		
平成26年度	255,993	(239,171)	176,908	(161,320)	23,890	(22,656)	2,966	52,229
27	258,123	(243,211)	177,774	(164,093)	23,919	(22,688)	3,003	53,427
28	257,008	(245,827)	175,946	(165,869)	24,018	(22,914)	3,020	54,024
29	258,091	(248,916)	175,534	(167,485)	25,089	(23,964)	3,035	54,433
30	256,643	(248,790)	174,244	(167,493)	24,410	(23,308)	3,072	54,917
令和元年度	254,965	(247,103)	172,034	(165,326)	24,483	(23,330)	3,139	55,309
2	255,715	(247,670)	172,010	(165,192)	24,856	(23,629)	3,221	55,629
3	254,996	(246,953)	171,104	(164,313)	24,737	(23,485)	3,300	55,855
4	253,087	(244,899)	169,272	(162,391)	24,718	(23,411)	3,358	55,739
5	257,560	(249,210)	171,796	(164,835)	25,463	(24,073)	3,521	56,780
6	263,750	(255,310)	175,720	(168,699)	26,018	(24,599)	3,723	58,288

図12 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額の推移（年度末現在）



注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度は厚生年金保険の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. （ ）内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

4. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和6年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者年金総額について、前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が430億円の減少、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が75億円の減少、旧法船員保険の老齢年金が19億円の減少、旧法船員保険の通算老齢年金が3千万円の減少、新法厚生年金保険の老齢相当が4,604億円の増加、新法厚生年金保険の通老相当・25年未満が640億円の増加、旧共済組合の退職年金が231億円の減少、旧共済組合の通算退職年金・25年未満が9億円の減少となっている。（表20）

表20 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年度	合計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金・25年未満	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当・25年未満	退職年金	通算退職年金・25年未満
平成26年度	176,908 (161,320)	23,890 (22,656)	11,601 (11,438)	2,098 (2,062)	447	10	159,643 (144,217)	21,570 (20,371)	5,217	213
27	177,774 (164,093)	23,919 (22,688)	10,083 (9,964)	1,828 (1,801)	393	8	162,631 (149,070)	21,882 (20,677)	4,666	202
28	175,946 (165,869)	24,018 (22,914)	8,603 (8,527)	1,557 (1,540)	340	7	162,737 (152,736)	22,265 (21,178)	4,266	189
29	175,534 (167,485)	25,089 (23,964)	7,256 (7,205)	1,317 (1,305)	292	6	164,106 (156,108)	23,591 (22,477)	3,880	176
30	174,244 (167,493)	24,410 (23,308)	6,050 (6,013)	1,097 (1,088)	243	4	164,443 (157,728)	23,146 (22,052)	3,508	163
令和元年度	172,034 (165,326)	24,483 (23,330)	5,024 (4,994)	907 (900)	203	3	163,646 (156,967)	23,422 (22,275)	3,161	151
2	172,010 (165,192)	24,856 (23,629)	4,136 (4,111)	742 (736)	167	3	164,862 (158,069)	23,971 (22,750)	2,845	140
3	171,104 (164,313)	24,737 (23,485)	3,330 (3,310)	597 (592)	135	2	165,115 (158,344)	24,010 (22,763)	2,524	128
4	169,272 (162,391)	24,718 (23,411)	2,587 (2,572)	461 (457)	102	1	164,392 (157,527)	24,140 (22,836)	2,190	115
5	171,796 (164,835)	25,463 (24,073)	2,073 (2,061)	370 (366)	79	1	167,698 (160,750)	24,986 (23,600)	1,946	106
6	175,720 (168,699)	26,018 (24,599)	1,643 (1,633)	295 (292)	60	1	172,302 (165,291)	25,626 (24,209)	1,715	97

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度は厚生年金保険の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。
4. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

② 平均年金月額

令和6年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者の平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が15万1千円、通算老齢年金・25年未満が6万8千円となっている。（表21）

表21 厚生年金保険（第1号） 受給者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金	(再掲)基礎または定額あり		通算老齢年金・25年未満	障害年金	遺族年金
		(再掲)基礎または定額あり	(再掲)基礎及び定額なし			
令和2年度	146,145	151,543	66,934	62,116	102,477	82,947
3	145,665	150,548	68,618	63,308	102,368	82,371
4	144,982	149,216	69,612	63,538	101,456	81,540
5	147,360	151,312	72,189	65,102	102,691	82,569
6	151,142	154,598	77,968	68,135	104,130	84,228

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
3. 平均年金月額には、同一の年金種別の基礎年金月額を含む。

男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢の段階的引上げが平成25年度に完了し、64歳までは原則として報酬比例部分のみの年金となっているため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準は、64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

一方で、報酬比例部分については、支給開始年齢が平成25年度に61歳、平成28年度に62歳、令和元年度に63歳、令和4年度に64歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、令和2年度から令和3年度の60～62歳、令和4年度から令和6年度の60～63歳で少なくなっている。なお、これらの者は繰上げを選択した者等であり、繰上げ期間に応じて年金額が減額されるものの、基礎年金も同時に繰上げが行われているため、平均年金月額が高くなっている。（表22）

表22 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（男子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
令和2年度	0.4	1.1	1.4	31.8	42.1	994.8
3	0.4	0.9	1.6	34.3	41.0	1,004.6
4	0.7	1.2	1.7	2.3	43.7	1,010.4
5	0.8	1.5	1.9	2.3	35.1	1,018.6
6	1.2	2.0	2.7	3.1	35.7	1,023.4

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
令和2年度	92,271	104,007	113,300	90,544	91,322	170,391
3	88,303	96,213	108,082	90,564	90,843	169,006
4	96,583	92,895	106,853	112,992	90,609	167,388
5	98,221	102,329	103,769	114,346	94,182	169,484
6	102,162	106,659	111,783	114,507	96,980	173,033

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
 2. 平均年金月額には、老齢基礎年金月額を含む。

女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢の段階的引上げが平成30年度に完了し、64歳までは原則として報酬比例部分のみの年金となっているため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準は、64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

一方で、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成30年度に61歳、令和3年度に62歳、令和6年度に63歳引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、令和2年度の60歳、令和3年度から令和5年度の60・61歳、令和6年度の60～62歳で少なくなっている。なお、これらの者は繰上げを選択した者であり、繰上げ期間に応じて年金額が減額されるものの、基礎年金も同時に繰上げが行われるため、平均年金月額が高くなっている。（表23）

表23 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
令和2年度	0.1	10.1	12.9	13.4	14.7	487.2
3	0.1	0.2	12.9	14.9	14.7	492.5
4	0.1	0.2	11.7	13.4	16.2	498.0
5	0.1	0.3	11.9	14.3	15.4	503.2
6	0.2	0.4	0.4	15.0	16.4	508.2

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
令和2年度	82,547	54,791	54,887	50,889	49,926	109,205
3	80,556	83,785	55,371	51,206	49,182	109,261
4	84,623	83,049	55,477	56,063	49,763	109,165
5	86,038	88,522	56,643	57,447	53,346	111,479
6	87,483	92,097	94,706	59,209	55,371	114,797

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、老齢基礎年金月額を含む。

令和6年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢年金受給権者数は1,609万人であり、前年度末と比べると、受給権者数は3万人増加している。平均年金月額が15万円で前年度末と比べて4千円増加している。（表24）

表24 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の受給権者数及び平均年金月額の推移

（年度末現在）

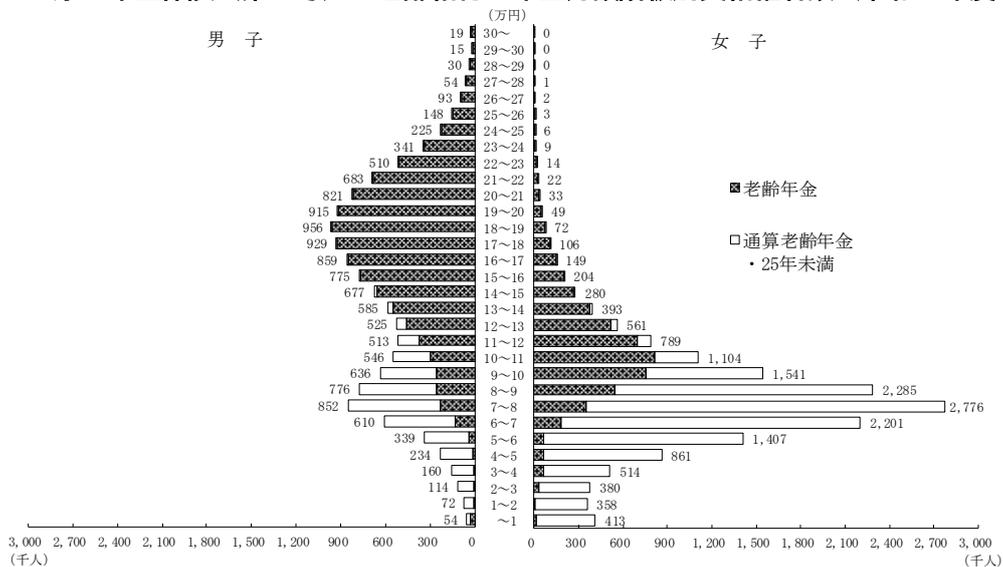
年 度	合 計		旧法厚生年金保険 老齢年金		旧法船員保険 老齢年金		新法厚生年金保険 老齢厚生年金 (老齢相当)		旧共済組合 退職年金・ 退職共済年金 (退年相当)	
	受給権 者数	平均年金 月額	受給権 者数	平均年金 月額	受給権 者数	平均年金 月額	受給権 者数	平均年金 月額	受給権 者数	平均年金 月額
	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円
平成26年度	15,422	145 (136)	684	141 (139)	16	237	14,410	144 (134)	313	174
27	15,684	145 (137)	597	141 (139)	14	239	14,781	145 (137)	293	169
28	15,688	146 (140)	516	139 (138)	12	240	14,887	145 (139)	273	168
29	15,900	145 (140)	443	137 (136)	10	241	15,194	145 (140)	253	166
30	16,087	144 (140)	375	135 (134)	8	241	15,470	144 (140)	234	165
令和元年度	15,987	144 (141)	316	133 (132)	7	241	15,448	144 (140)	216	163
2	16,100	144 (141)	263	131 (130)	6	241	15,632	144 (141)	199	162
3	16,180	144 (140)	216	129 (128)	5	242	15,779	144 (140)	181	160
4	15,997	144 (140)	171	126 (125)	4	241	15,659	144 (140)	163	157
5	16,055	146 (143)	137	127 (126)	3	244	15,769	146 (143)	147	158
6	16,086	150 (147)	107	128 (127)	2	248	15,846	150 (147)	130	160

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給権者は、平成26年度は厚生年金保険の受給権者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」としている。また、新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」としている。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給権者を計上している。
4. 平均年金月額には、老齢基礎年金月額を含む。
5. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金月額である。

③ 年金月額階級別受給権者数

令和6年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図13である。男子は、通算老齢年金・25年未満を中心とした7～8万円をピークとする山と、老齢年金を中心とした18～19万円をピークとする山に分かれているが、女子では通算老齢年金・25年未満を中心とした7～8万円がピークとなっている。（図13）

図13 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の年金月額階級別受給権者数（令和6年度末）



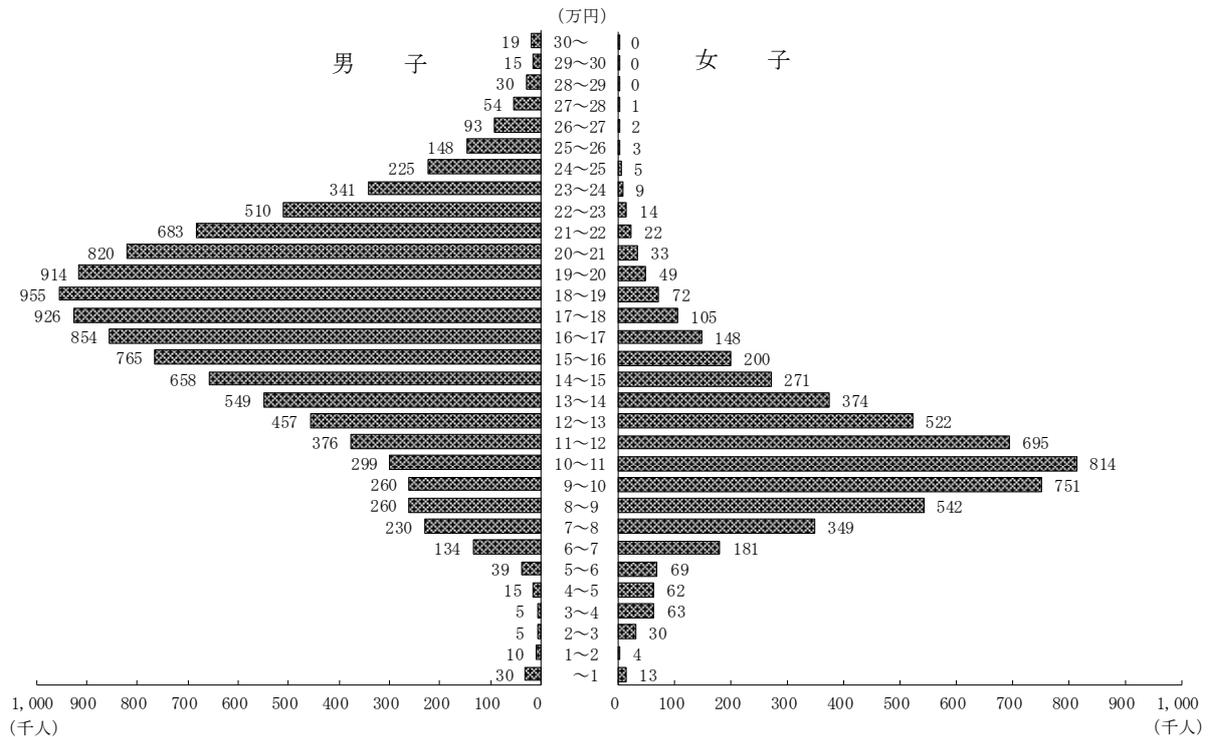
注. 年金月額には、老齢基礎年金月額を含む。

令和6年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみると男子は、15～20万円が男子全体の41.3%を占めているが、より詳細にみると18～19万円をピークとする山型となっている。女子は、10～15万円が女子全体の49.5%を占めているが、より詳細にみると10～11万円をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。（表25、図14）

表25 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和6年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	16,086	100.0	10,680	100.0	5,406	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	238	1.5	66	0.6	172	3.2
5 ～ 10	2,816	17.5	924	8.7	1,892	35.0
10 ～ 15	5,016	31.2	2,339	21.9	2,677	49.5
15 ～ 20	4,988	31.0	4,414	41.3	574	10.6
20 ～ 25	2,662	16.6	2,579	24.1	84	1.5
25 ～ 30	346	2.2	339	3.2	7	0.1
30 ～	19	0.1	19	0.2	0	0.0
平均年金月額（円）	150,289		169,967		111,413	

図14 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和6年度末）



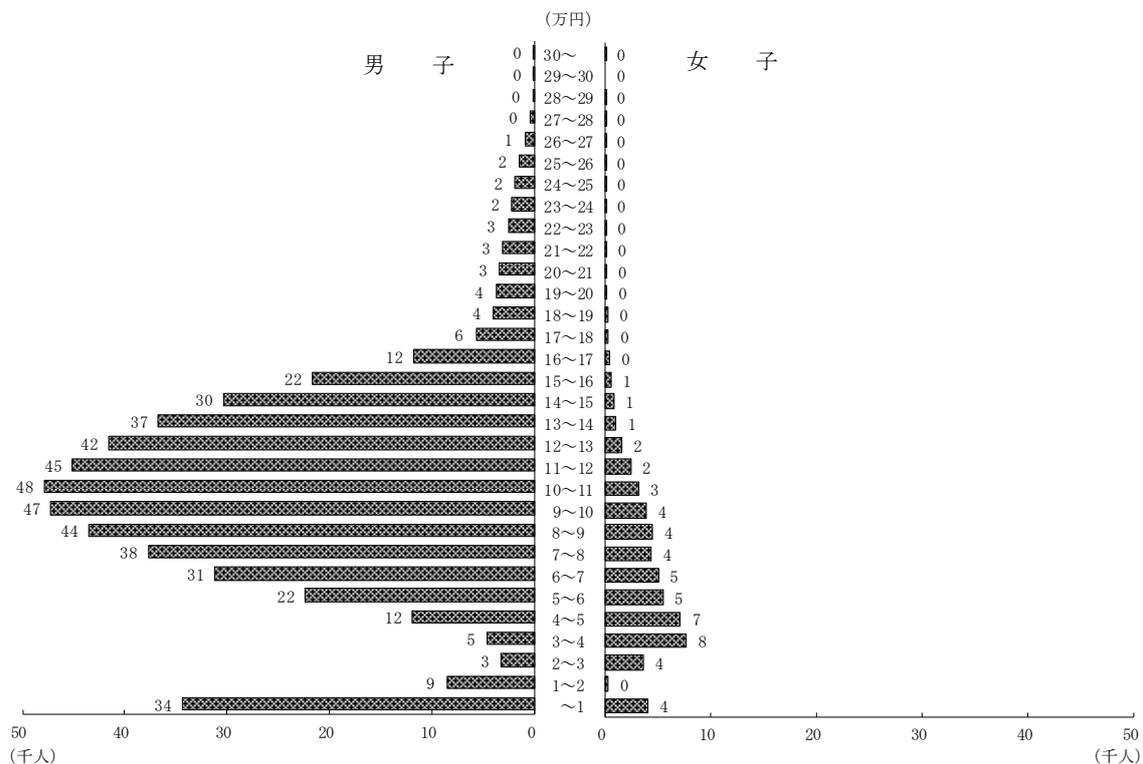
注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
 2. 年金月額には、老齢基礎年金月額を含む。
 3. 本表においては、
 ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
 ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

令和6年度に新規裁定された厚生年金保険（第1号）の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布において、男子は、10～15万円が男子全体の39.5%を占めているが、より詳細にみると10～11万円をピークとする山型となっている。女子は、月額5万円未満が39.9%、5～10万円が40.6%とそれぞれ女子全体の4割程度を占めているが、より詳細にみると3～4万円が最も多くなっている。（表26、図15）

表26 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和6年度新規裁定）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	567	100.0	510	100.0	57	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	86	15.1	63	12.3	23	39.9
5 ～ 10	205	36.2	182	35.7	23	40.6
10 ～ 15	211	37.1	202	39.5	9	15.8
15 ～ 20	49	8.6	47	9.2	2	3.1
20 ～ 25	14	2.4	13	2.6	0	0.5
25 ～ 30	3	0.6	3	0.6	0	0.1
30 ～	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平均年金月額（円）	97,967		101,422		67,183	

図15 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和6年度新規裁定）



注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
 注2. 年金月額には、老齢基礎年金月額を含む。
 注3. 本表においては、
 ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
 ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

④ 雇用保険

令和6年度末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険(第1号)の受給権者数は2万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は7万人となっている。(表27)

表27 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整状況の推移

【失業給付】 (年度末現在)

年 度	件 数			総停止年金額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
令和2年度	39,623	22,992	16,631	23,192,102	20,005,555	3,186,547	48,777	72,509	15,967
3	31,337	19,226	12,111	20,102,403	17,738,251	2,364,152	53,458	76,885	16,267
4	21,886	11,800	10,086	11,651,291	9,776,090	1,875,200	44,364	69,040	15,493
5	21,718	11,718	10,000	11,812,876	9,891,091	1,921,785	45,327	70,341	16,015
6	17,897	10,094	7,803	11,007,960	9,451,161	1,556,799	51,256	78,026	16,626

【高年齢雇用継続給付】 (年度末現在)

年 度	件 数			高年齢雇用継続給付による停止総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
令和2年度	160,592	152,516	8,076	21,104,082	20,355,184	748,897	10,951	11,122	7,728
3	151,968	145,609	6,359	19,985,950	19,400,391	585,559	10,960	11,103	7,674
4	106,855	101,543	5,312	14,043,357	13,538,916	504,441	10,952	11,111	7,914
5	80,494	75,709	4,785	10,411,038	9,939,671	471,367	10,778	10,941	8,209
6	68,908	65,744	3,164	9,097,282	8,780,642	316,640	11,002	11,130	8,340

⑤ 離婚等に伴う年金分割の状況

令和6年度における厚生年金保険（第1号）における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数は、3万6千件で、前年度と比べ3千件増加している。分割件数のうち、3号分割のみの件数は1万2千件で、前年度と比べ1千件増加している。（表28）

表28 厚生年金保険（第1号） 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

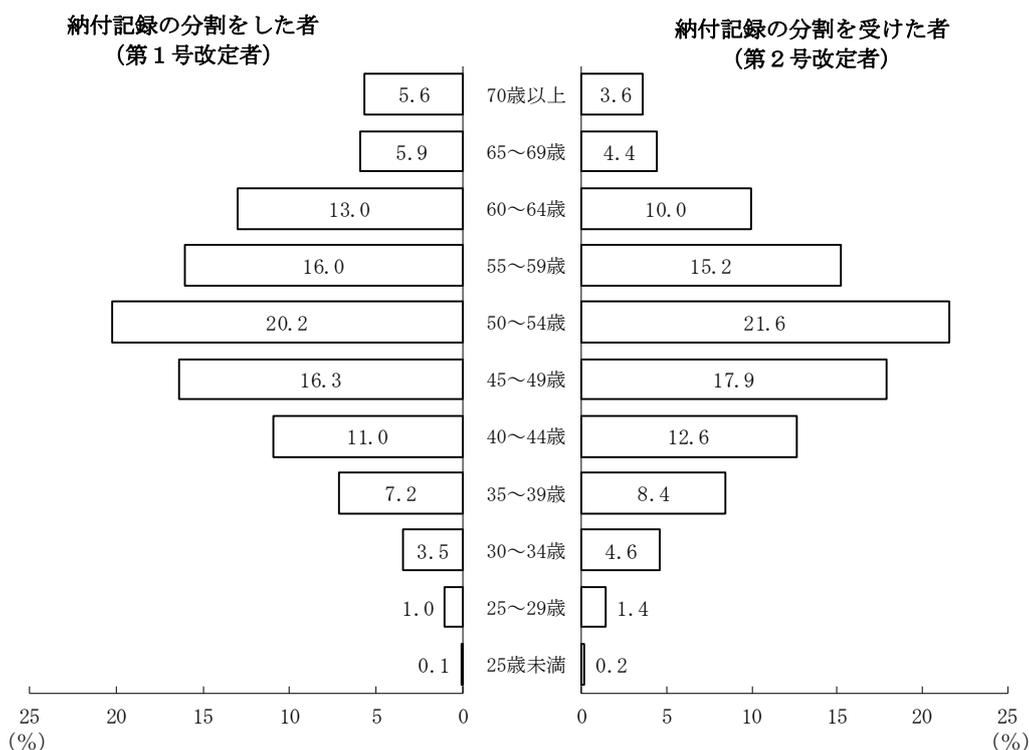
	総数（件）	【参考】	
		離婚分割	3号分割のみ
令和2年度	29,781	20,695	9,086
3	34,135	23,359	10,776
4	32,927	21,893	11,034
5	32,642	21,625	11,017
6	35,755	23,383	12,372

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
 注2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
 注3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数は、各年度内において、離婚分割（3号分割）に係る標準報酬改定処理がされた、被保険者記録に係る数値を計上しており、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
 注4. 離婚件数は、「人口動態統計月報（概数）」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

<離婚分割に係る状況>

令和6年度における離婚分割者の年齢構成別にみると納付記録の分割をした者（第1号改定者）、納付記録の分割を受けた者（第2号改定者）共に50～54歳の割合が最も高くなっている。（図16）

図16 厚生年金保険（第1号） 離婚分割者の年齢構成（令和6年度）



令和6年度における離婚分割の分割対象期間別件数をみると20～25年の割合が19.6%と最も高くなっている。(表29)

表29 厚生年金保険(第1号) 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移

(単位：%)

	分割対象期間								
	以上 未滿～5年	5年 ～10年	10年 ～15年	15年 ～20年	20年 ～25年	25年 ～30年	30年 ～35年	35年 ～40年	40年～
令和2年度	3.2	8.2	14.0	19.2	20.1	16.3	8.9	5.1	5.1
3	3.3	8.6	12.3	19.4	20.2	16.8	9.3	5.0	5.1
4	3.4	8.7	11.2	17.1	20.7	17.8	9.7	5.7	5.8
5	3.3	9.0	10.4	16.8	20.2	17.7	10.4	6.1	6.1
6	3.3	9.3	10.3	16.0	19.6	18.4	11.2	5.9	6.1

注. 3号分割に係る期間を含まない。

令和6年度における離婚分割の按分割合別件数割合をみると、按分割合50%の件数割合は98.3%と離婚分割件数のほとんどを占めている。(表30)

表30 厚生年金保険(第1号) 離婚分割 按分割合別件数割合の推移

(単位：%)

	按分割合					
	以上 未滿～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
令和2年度	0.0	0.0	0.2	0.6	1.4	97.8
3	0.0	0.0	0.2	0.6	1.2	98.0
4	0.0	0.0	0.2	0.6	1.4	97.9
5	0.0	0.0	0.2	0.6	1.3	97.9
6	0.0	0.0	0.1	0.4	1.1	98.3

注. 3号分割に係る期間を含まない。

令和6年度における受給権者である離婚分割者の分割改定前後の平均年金月額は、第1号改定者においては改定前15万6千円、改定後12万5千円、第2号改定者においては改定前6万1千円、改定後9万5千円となっており、変動差は第1号改定者においては3万1千円、第2号改定者においては3万4千円となっている。(表31)

表31 厚生年金保険(第1号) 離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

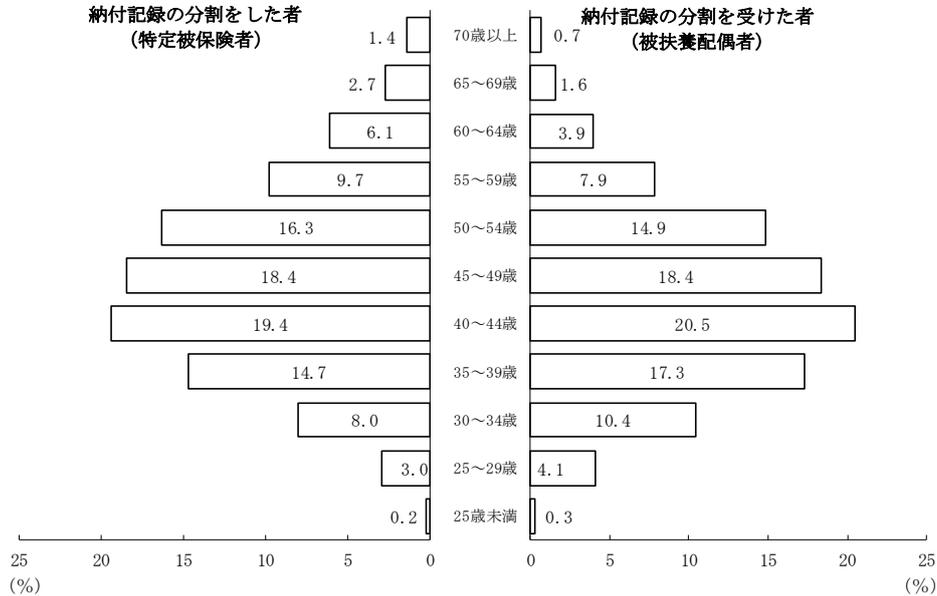
	第1号改定者			第2号改定者		
	平均年金月額(円)			平均年金月額(円)		
	改定前	改定後	変動差	改定前	改定後	変動差
令和2年度	145,061	115,963	△ 29,098	51,585	82,358	30,774
3	144,951	115,492	△ 29,459	54,281	85,394	31,112
4	146,961	115,363	△ 31,598	55,215	87,949	32,734
5	154,497	123,011	△ 31,486	57,979	91,081	33,102
6	156,324	124,917	△ 31,408	60,934	94,509	33,575

- 注1. 第1号改定者とは、納付記録の分割をした者のことをいい、第2号改定者とは、納付記録の分割を受けた者のことをいう。
 2. 平均年金月額は、老齢基礎年金が裁定されている場合には老齢基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。
 3. 各年度内において、離婚分割に係る年金額改定処理がされた、老齢給付受給権者(ただし、額改定処理の前月以前に受給権者であった者に限る。また、額改定処理がされた月以降に当該年度内に失権した者を含む。)に係る数値を計上している。
 4. この表において、改定前とは離婚分割額改定処理が行われた月の前月時点、改定後とは離婚分割額改定処理が行われた当月時点であり、改定後の年金額には、離婚分割額改定処理以外の額改定も含む。

＜3号分割のみの年金分割に係る状況＞

令和6年度における3号分割のみ改定者の年齢構成をみると納付記録の分割をした者（特定被保険者）、納付記録の分割を受けた者（被扶養配偶者）共に40～44歳の割合が最も高くなっている。（図17）

図17 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ改定者の年齢構成（令和6年度）



令和6年度における3号分割のみの分割対象期間別件数をみると14～15年（8.6%）の割合が最も高くなっている。（表32）

表32 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ 分割対象期間別件数割合の推移

	分割対象期間																
	以上 未満～1年	1年 ～2年	2年 ～3年	3年 ～4年	4年 ～5年	5年 ～6年	6年 ～7年	7年 ～8年	8年 ～9年	9年 ～10年	10年 ～11年	11年 ～12年	12年 ～13年	13年 ～14年	14年 ～15年	15年 ～16年	16年 ～17年
令和2年度	2.9	5.4	6.4	7.3	7.8	8.1	8.8	8.2	8.5	8.9	12.7	9.1	5.8	・	・	・	・
3	2.6	5.1	6.2	6.8	7.0	7.1	8.0	8.2	8.3	7.5	8.3	11.3	8.6	4.9	・	・	・
4	2.8	4.6	5.5	7.0	7.2	7.2	7.4	7.0	7.2	7.6	7.3	7.3	9.8	7.5	4.7	・	・
5	2.8	4.4	5.2	5.7	6.2	7.0	6.9	7.0	7.5	7.2	7.0	6.9	7.0	8.4	7.0	3.9	・
6	2.4	4.1	4.9	5.0	5.7	6.4	6.4	6.9	7.1	6.7	6.5	6.6	6.4	6.8	8.6	6.2	3.3

令和6年度における受給権者である3号分割のみ者の分割改定前後の平均年金額等をみると男子は改定前15万円、改定後14万2千円、女子は改定前4万9千円、改定後5万7千円となっている。（表33）

表33 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金額等の推移

	男子			女子		
	平均年金額（円）			平均年金額（円）		
	改定前	改定後	変動差	改定前	改定後	変動差
令和2年度	136,494	131,163	△ 5,330	40,945	46,895	5,950
3	138,108	131,547	△ 6,561	41,197	47,196	6,000
4	139,271	131,139	△ 8,132	44,555	51,793	7,238
5	144,871	137,799	△ 7,071	45,420	53,199	7,779
6	149,795	141,597	△ 8,199	48,668	56,985	8,317

注1. 平均年金額は、老齢基礎年金が裁定されている場合には老齢基礎年金月額を含む。
 2. 各年度内において、3号分割に係る年金額改定処理がされた、老齢給付受給権者（ただし、額改定処理の前月以前に受給権者であった者に限る。また、額改定処理がされた月以降に当該年度内に失権した者を含む。）に係る数値を計上している。
 3. この表において、改定前とは3号分割額改定処理が行われた月の前月時点、改定後とは3号分割額改定処理が行われた当月時点であり、改定後の年金額には、3号分割額改定処理以外の額改定も含む。

3. 国民年金

(1) 適用（第1号被保険者及び第3号被保険者）

① 被保険者数

令和6年度末の第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）は1,368万人（男子723万人、女子645万人）、第3号被保険者は641万人（男子13万人、女子628万人）となっている。

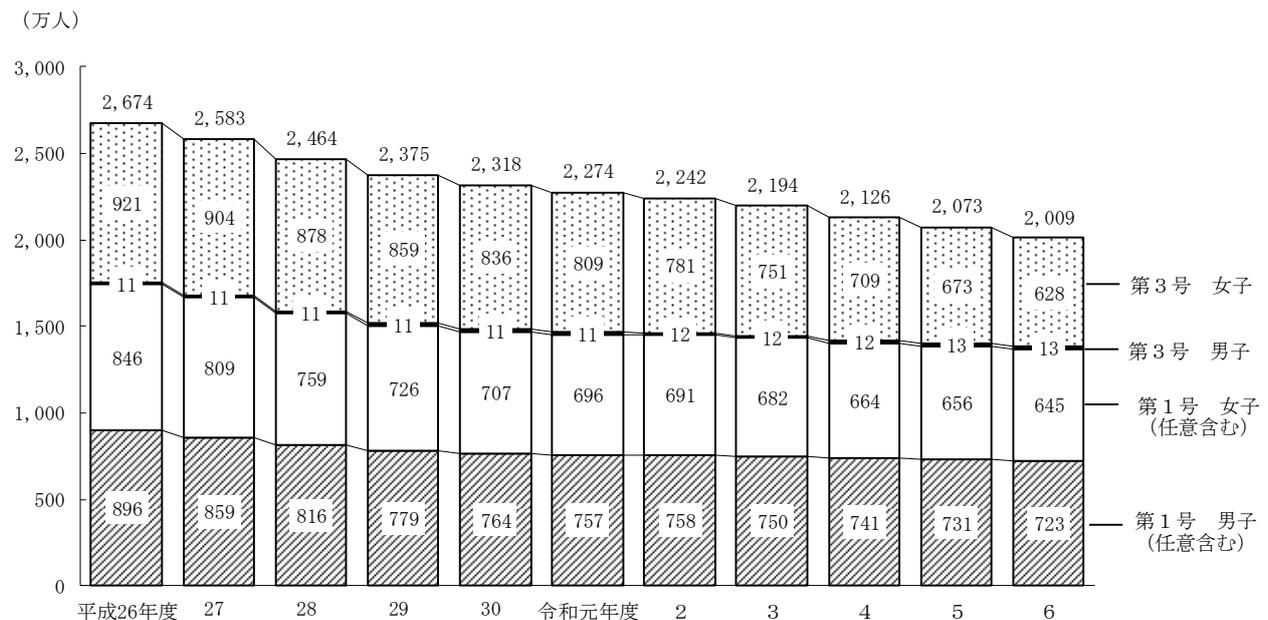
被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）は19万人、第3号被保険者は45万人の減少となっている。（表34、図18）

表34 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	第1号被保険者 （任意加入被保険者を含む）									第3号被保険者		
	第1号被保険者			任意加入被保険者			第3号被保険者					
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子			
平成26年度	17,420	8,962	8,458	17,175	8,878	8,297	245	84	161	9,319	109	9,210
27	16,679	8,590	8,089	16,447	8,509	7,938	232	81	151	9,151	108	9,043
28	15,754	8,165	7,589	15,540	8,089	7,451	214	76	139	8,890	109	8,781
29	15,052	7,793	7,259	14,857	7,724	7,133	195	69	126	8,701	110	8,592
30	14,711	7,638	7,073	14,517	7,569	6,948	194	69	124	8,467	112	8,356
令和元年度	14,533	7,568	6,965	14,343	7,502	6,841	190	67	123	8,203	114	8,089
2	14,495	7,580	6,914	14,308	7,513	6,795	187	67	120	7,930	118	7,812
3	14,312	7,496	6,816	14,121	7,425	6,696	191	71	120	7,627	118	7,508
4	14,047	7,405	6,642	13,849	7,330	6,519	198	76	122	7,212	123	7,088
5	13,871	7,307	6,564	13,665	7,226	6,439	206	81	126	6,856	129	6,728
6	13,680	7,226	6,455	13,474	7,142	6,332	206	84	123	6,408	133	6,275

図18 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移（年度末現在）



令和6年度末における全額免除・猶予者数は592万人（法定免除者数146万人、申請全額免除者数230万人、学生納付特例者数159万人、納付猶予者数58万人）となっている。

また、一部免除者数は33万人、産前産後免除者数は1万人となっている。（表35）

表35 国民年金 保険料全額免除・猶予者数、一部免除者数の推移

（年度末現在）

年 度	全額免除・猶予者数（千人）					全額免除・猶予割合（％）					一部免除者数（千人）					産前 産後 免除者 （千人）
	合 計	法定 免除者	申請 全額 免除者	学生 納付 特例者	納付 猶予者	合 計	法定 免除率	申請 全額 免除率	学生 納付 特例率	納付 猶予率	合 計	一部 免除割合 （％）	申請 3/4 免除者	申請 半額 免除者	申請 1/4 免除者	
平成26年度	6,020	1,344	2,453	1,779	444	35.1	7.8	14.3	10.4	2.6	614	3.6	314	196	103	・
27	5,763	1,346	2,296	1,723	397	35.0	8.2	14.0	10.5	2.4	471	2.9	253	147	72	・
28	5,830	1,347	2,211	1,757	514	37.5	8.7	14.2	11.3	3.3	432	2.8	220	139	73	・
29	5,744	1,343	2,107	1,760	534	38.7	9.0	14.2	11.8	3.6	409	2.8	207	132	70	・
30	5,741	1,351	2,050	1,788	552	39.5	9.3	14.1	12.3	3.8	397	2.7	200	128	69	・
令和元年度	5,828	1,361	2,120	1,796	551	40.6	9.5	14.8	12.5	3.8	406	2.8	204	131	71	12
2	6,089	1,387	2,355	1,766	581	42.6	9.7	16.5	12.3	4.1	359	2.5	185	113	61	9
3	6,124	1,408	2,415	1,706	594	43.4	10.0	17.1	12.1	4.2	355	2.5	177	114	64	9
4	6,065	1,432	2,395	1,656	582	43.8	10.3	17.3	12.0	4.2	329	2.4	165	105	59	8
5	5,959	1,454	2,331	1,595	578	43.6	10.6	17.1	11.7	4.2	321	2.3	158	102	60	9
6	5,922	1,462	2,295	1,587	578	44.0	10.9	17.0	11.8	4.3	332	2.5	161	107	65	10

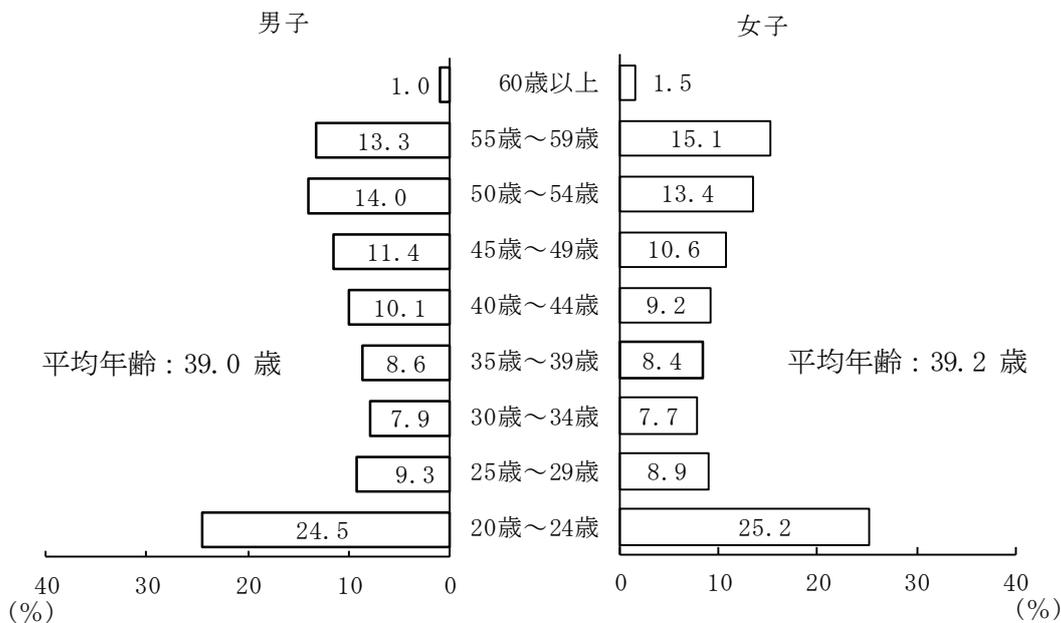
注1. 「全額免除・猶予割合」及び「一部免除割合」とは、全額免除・猶予者数及び一部免除者数が、それぞれ第1号被保険者数（任意加入被保険者を除く）に占める割合（％）である。

2. 「納付猶予」は、平成27年度までは30歳未満、平成28年度以降は50歳未満の者が対象である。

② 年齢構成

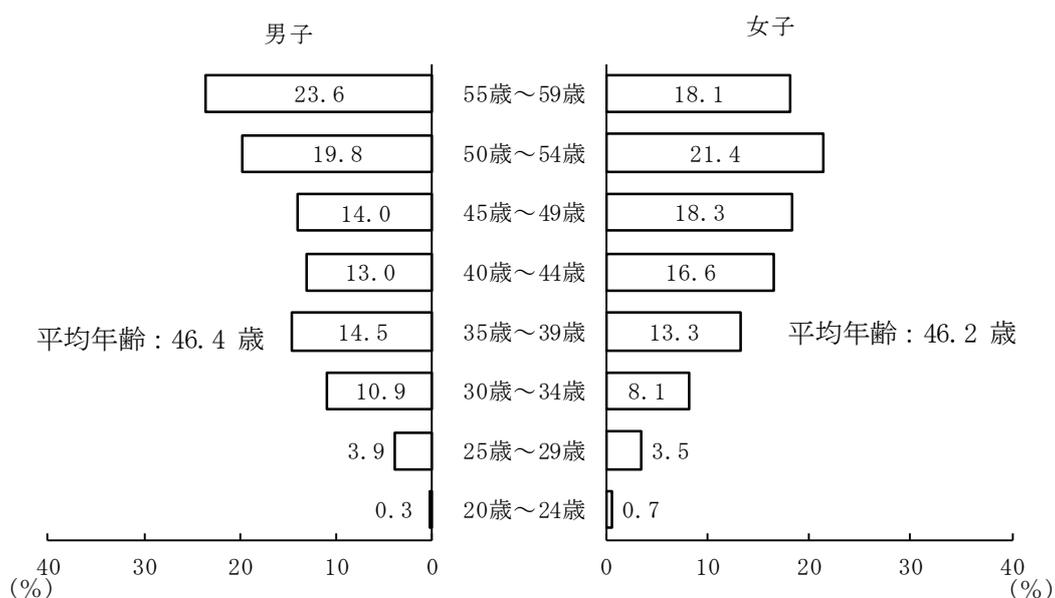
令和6年度末現在の被保険者の年齢構成は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで男子は50～54歳、女子は55～59歳の割合が高くなっている。（図19）また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は50～54歳の割合が高くなっている。（図20）第1号被保険者の平均年齢は、男子は39.0歳、女子は39.2歳となっている。（図19）

図19 国民年金 第1号被保険者の年齢構成（令和6年度末）



注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
注2. 抽出統計（1/100）による数値である。

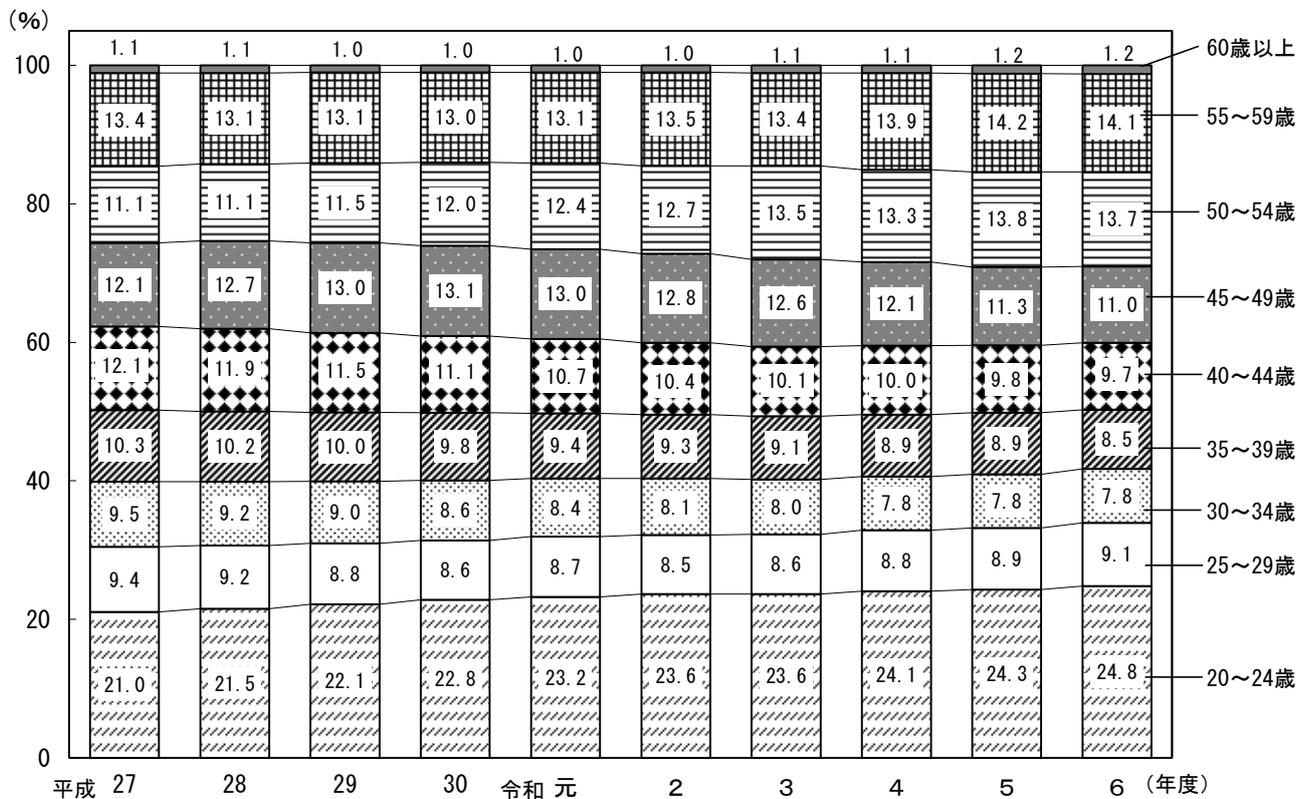
図20 国民年金 第3号被保険者の年齢構成（令和6年度末）



注. 抽出統計（1/100）による数値である。

令和6年度末の第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が24.8%と最も大きく、次に55～59歳が14.1%となっている。（図21）

図21 国民年金 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



平均年齢（歳）

39.3 39.3 39.2 39.2 39.2 39.3 39.4 39.3 39.3 39.1

注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 注2. 抽出統計（1/100）による数値である。

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

令和6年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない）の受給者数は3,630万人となっており、前年度末と比べると5万人の増加となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金・25年以上が3,305万人（受給者数の91.0%）、通算老齢年金・25年未満が94万人（同2.6%）、障害年金が222万人（同6.1%）、遺族年金が9万人（同0.2%）となっており、前年度末と比較すると、老齢年金・25年以上が4千人の減少、通算老齢年金・25年未満が1万人の増加、障害年金が4万人の増加、遺族年金は3百人の減少となっている。

なお、平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、受給資格期間が原則として25年未満の老齢基礎年金受給者を通算老齢年金・25年未満に計上している。（表36、表37）

<旧法抛出处>

令和6年度末における旧法抛出处年金の受給者数は30万人で、この内訳は、老齢年金が16万人（旧法抛出处年金受給者数の54.8%）、通算老齢年金が10万人（同34.9%）、障害年金が2万人（同8.2%）、遺族年金（新法における寡婦年金も計上）が6千人（同2.0%）となっている。（表36）

<基礎年金>

令和6年度末における基礎年金の受給者数は3,601万人で、この内訳は老齢基礎年金が3,373万人（基礎年金受給者数の93.7%）、障害基礎年金が219万人（同6.1%）、遺族基礎年金が8万人（同0.2%）となっている。（表36、表37）

表36 国民年金 受給者数（令和6年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		(再掲) 基礎のみ 共済なし・旧国年		旧法抛出处年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	33,052	91.0	5,555	72.5	4,400	68.2	162	54.8	32,890	91.3
5 年 年 金 以 外	33,040	91.0	5,543	72.3	4,388	68.1	151	50.9	32,890	91.3
線 上	3,393	9.3	1,318	17.2	1,265	19.6	92	30.9	3,302	9.2
線 下	28,805	79.3	4,093	53.4	3,024	46.9	59	19.8	28,746	79.8
5 年 年 金	842	2.3	132	1.7	99	1.5	0	0.1	842	2.3
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	12	0.0	12	0.2	12	0.2	12	4.0	・	・
線 上	944	2.6	236	3.1	234	3.6	103	34.9	841	2.3
線 下	74	0.2	39	0.5	39	0.6	34	11.5	40	0.1
障 害 年 金	830	2.3	189	2.5	187	2.9	69	23.4	761	2.1
遺 族 年 金	39	0.1	7	0.1	7	0.1	・	・	39	0.1
合 計	2,218	6.1	1,834	23.9	1,783	27.7	24	8.2	2,194	6.1
	88	0.2	37	0.5	30	0.5	6	2.0	82	0.2
合 計	36,302	100.0	7,662	100.0	6,447	100.0	296	100.0	36,005	100.0

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金の受給者をいう。

注2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。

表37 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	合 計		老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上		通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再掲) 基礎年金	(再掲) 基礎年金	(再掲) 基礎年金	(再掲) 基礎年金	(再掲) 基礎年金	(再掲) 基礎年金	(再掲) 基礎年金	(再掲) 基礎年金	(再掲) 基礎年金	
平成26年度	32,409	30,566	29,768	28,710	710	・	1,827	1,766	105	91
27	33,229	31,632	30,646	29,740	623	・	1,858	1,802	103	90
28	33,858	32,487	31,324	30,557	540	・	1,893	1,841	101	89
29	34,839	33,672	31,898	31,254	918	453	1,924	1,877	98	88
30	35,294	34,312	32,304	31,769	936	543	1,957	1,914	96	86
令和元年度	35,645	34,823	32,623	32,179	935	605	1,994	1,954	94	85
2	35,961	35,280	32,904	32,540	928	656	2,037	2,001	91	83
3	36,142	35,582	33,039	32,740	924	704	2,089	2,055	90	83
4	36,164	35,717	33,021	32,782	925	753	2,130	2,100	89	82
5	36,255	35,891	33,057	32,861	931	796	2,180	2,153	88	82
6	36,302	36,005	33,052	32,890	944	841	2,218	2,194	88	82

② 受給権者数

令和6年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない）の受給権者数は3,696万人となっており、前年度末と比べると5万人の増加となっている。

受給権者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金・25年以上が3,345万人（受給権者の90.5%）、通算老齢年金・25年未満が95万人（同2.6%）、障害年金が233万人（同6.3%）、遺族年金が22万人（同0.6%）となっており、前年度末と比較すると、老齢年金・25年以上が1千人の減少、通算老齢年金・25年未満が1万人の増加、障害年金が4万人の増加、遺族年金は4百人の減少となっている。

なお、平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、受給資格期間が原則として25年未満の老齢基礎年金受給権者を通算老齢年金・25年未満に計上している。（表38、表39）

<旧法抛出处>

令和6年度末における旧法抛出处年金の受給権者数は33万人で、この内訳は、老齢年金が18万人（旧法抛出处年金受給権者数の55.7%）、通算老齢年金が10万人（同32.1%）、障害年金が3万人（同8.0%）、遺族年金（新法における寡婦年金も計上）が1万人（同4.2%）となっている。（表38）

<基礎年金>

令和6年度末における基礎年金の受給権者数は3,663万人で、この内訳は老齢基礎年金が3,412万人（基礎年金受給権者数の93.2%）、障害基礎年金が230万人（同6.3%）、遺族基礎年金が21万人（同0.6%）となっている。（表38、表39）

表38 国民年金 受給権者数（令和6年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ ・旧国年		(再掲) 基礎のみ 共済なし・旧国年		旧法抛出处年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	33,455	90.5	5,623	71.5	4,456	67.3	181	55.7	33,273	90.8
5 年 年 金 以 外	33,441	90.5	5,609	71.4	4,443	67.1	168	51.5	33,273	90.8
繰 上 げ	3,404	9.2	1,327	16.9	1,273	19.2	100	30.6	3,304	9.0
本 来	29,195	79.0	4,150	52.8	3,070	46.4	67	20.7	29,127	79.5
繰 下 げ	842	2.3	132	1.7	99	1.5	0	0.1	842	2.3
5 年 年 金	14	0.0	14	0.2	14	0.2	14	4.2	・	・
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	955	2.6	239	3.0	236	3.6	105	32.1	850	2.3
繰 上 げ	75	0.2	40	0.5	40	0.6	35	10.7	40	0.1
本 来	841	2.3	191	2.4	189	2.9	70	21.4	771	2.1
繰 下 げ	39	0.1	7	0.1	7	0.1	・	・	39	0.1
障 害 年 金	2,328	6.3	1,919	24.4	1,863	28.1	26	8.0	2,302	6.3
遺 族 年 金	221	0.6	81	1.0	64	1.0	14	4.2	207	0.6
合 計	36,958	100.0	7,861	100.0	6,620	100.0	326	100.0	36,632	100.0

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。

注2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者をいう。

表39 国民年金 受給権者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	合 計		老齢年金・25年以上		通算老齢年金・25年未満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金	
平成26年度	32,997	31,110	30,069	28,985	712	・	1,959	1,893	257	232
27	33,832	32,196	30,964	30,036	625	・	1,991	1,931	252	229
28	34,470	33,064	31,657	30,868	542	・	2,025	1,969	247	227
29	35,469	34,268	32,247	31,582	927	460	2,056	2,005	239	221
30	35,933	34,918	32,664	32,108	945	550	2,088	2,042	235	218
令和元年度	36,287	35,433	32,992	32,528	944	613	2,121	2,078	230	214
2	36,604	35,892	33,282	32,898	938	664	2,158	2,119	226	211
3	36,791	36,200	33,429	33,111	934	713	2,204	2,168	224	209
4	36,818	36,340	33,416	33,157	935	762	2,245	2,213	223	208
5	36,910	36,516	33,456	33,241	941	805	2,292	2,263	221	207
6	36,958	36,632	33,455	33,273	955	850	2,328	2,302	221	207

③ 国民年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

国民年金（5年年金を除く）の受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、繰上げ受給率は低下傾向にある一方で、繰下げ受給率は上昇傾向にある。

令和6年度末現在の基礎のみ・旧国年の受給権者の繰上げ受給率は23.2%、繰下げ受給率は2.4%となっている。（表40）

表40 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
令和2年度	34,205,625	4,004,279	11.7	29,648,008	86.7	553,338	1.6
3	34,349,567	3,843,930	11.2	29,893,798	87.0	611,839	1.8
4	34,336,782	3,693,670	10.8	29,970,646	87.3	672,466	2.0
5	34,383,175	3,566,736	10.4	30,057,860	87.4	758,579	2.2
6	34,395,667	3,479,097	10.1	30,035,137	87.3	881,433	2.6
	(再掲) 基礎のみ・ 旧国年						
		繰 上 げ	受給率	本 来	受給率	繰 下 げ	受給率
令和2年度	6,671,038	1,884,004	28.2	4,672,583	70.0	114,451	1.7
3	6,459,154	1,740,807	27.0	4,599,981	71.2	118,366	1.8
4	6,214,587	1,594,806	25.7	4,497,865	72.4	121,916	2.0
5	5,988,798	1,465,488	24.5	4,394,134	73.4	129,176	2.2
6	5,743,133	1,332,240	23.2	4,271,771	74.4	139,122	2.4

- 注1. 旧法老齢年金（5年年金を除く）・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。
 2. 「基礎のみ・旧国年」は、老齢厚生年金（厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く））の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。
 3. 令和2年年金制度改正法により、令和4年4月以降、繰下げの上限が5年から10年に引き上げられたが、令和6年度末の老齢基礎年金受給権者（基礎のみ）のうち、5年超の繰下げをしている者は4,791人である。

年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰上げ受給率は低下傾向にある一方で、繰下げ受給率は上昇傾向にある。

令和6年度末現在で70歳の基礎のみの受給権者の繰上げ受給率は10.1%、繰下げ受給率は5.5%となっている。(表41)

表41 国民年金（老齢基礎年金） 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
令和2年度	1,774,301	156,611	8.8	1,579,524	89.0	38,166	2.2
3	1,628,983	139,510	8.6	1,448,360	88.9	41,113	2.5
4	1,535,172	128,066	8.3	1,364,238	88.9	42,868	2.8
5	1,443,410	105,298	7.3	1,277,354	88.5	60,758	4.2
6	1,382,953	94,816	6.9	1,212,592	87.7	75,545	5.5

	(再掲) 基礎のみ	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
令和2年度	193,846	32,474	16.8	156,402	80.7	4,970	2.6
3	171,771	27,289	15.9	139,229	81.1	5,253	3.1
4	162,463	23,066	14.2	134,093	82.5	5,304	3.3
5	153,843	17,715	11.5	129,003	83.9	7,125	4.6
6	144,673	14,647	10.1	122,001	84.3	8,025	5.5

注1. 令和2年年金制度改正法により、令和4年4月以降、繰下げ年齢の上限が70歳から75歳(65歳に達した日後に受給権を取得した者は繰下げの上限が5年から10年)に引き上げられたが、上表は、年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況を示している。

注2. 「基礎のみ」とは、老齢厚生年金(厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く))の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者をいう。

(参考) 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移(新規裁定)

(単位：人、%)

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
令和2年度	300,818	50,720	16.9	232,797	77.4	17,301	5.8
3	300,803	47,093	15.7	236,025	78.5	17,685	5.9
4	307,224	70,181	22.8	217,855	70.9	19,188	6.2
5	306,573	75,117	24.5	201,994	65.9	29,462	9.6
6	357,840	113,941	31.8	206,333	57.7	37,566	10.5

	(再掲) 基礎のみ ・旧国年	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
令和2年度	140,253	7,704	5.5	123,935	88.4	8,614	6.1
3	135,856	6,407	4.7	120,836	88.9	8,613	6.3
4	126,784	7,279	5.7	110,902	87.5	8,603	6.8
5	120,916	6,893	5.7	102,024	84.4	11,999	9.9
6	123,367	8,829	7.2	99,290	80.5	15,248	12.4

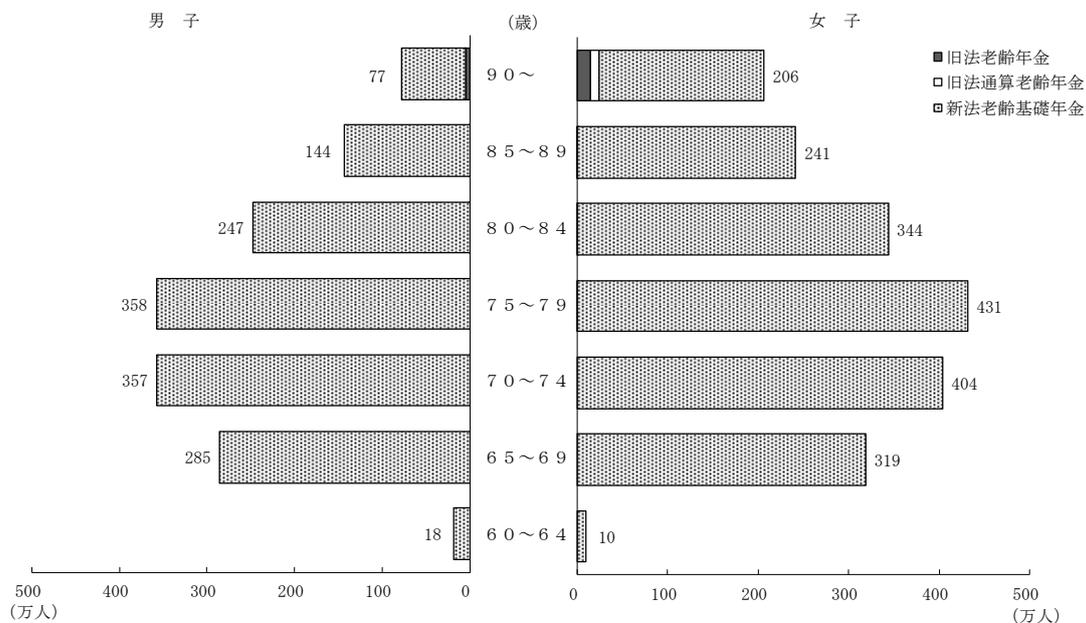
注1. 旧法老齢年金(5年年金を除く)・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。

注2. 基礎のみ・旧国年は、老齢厚生年金(厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く))の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金(5年年金を除く)の受給権者を対象としている。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

令和6年度末の国民年金の老齢給付(旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。以下同じ)の受給権者数は3,441万人(男子1,486万人、女子1,955万人)である。受給権者の年齢階級別の状況をみると、男女共に75~79歳が最も多く、それぞれ358万人、431万人となっている。(図22)

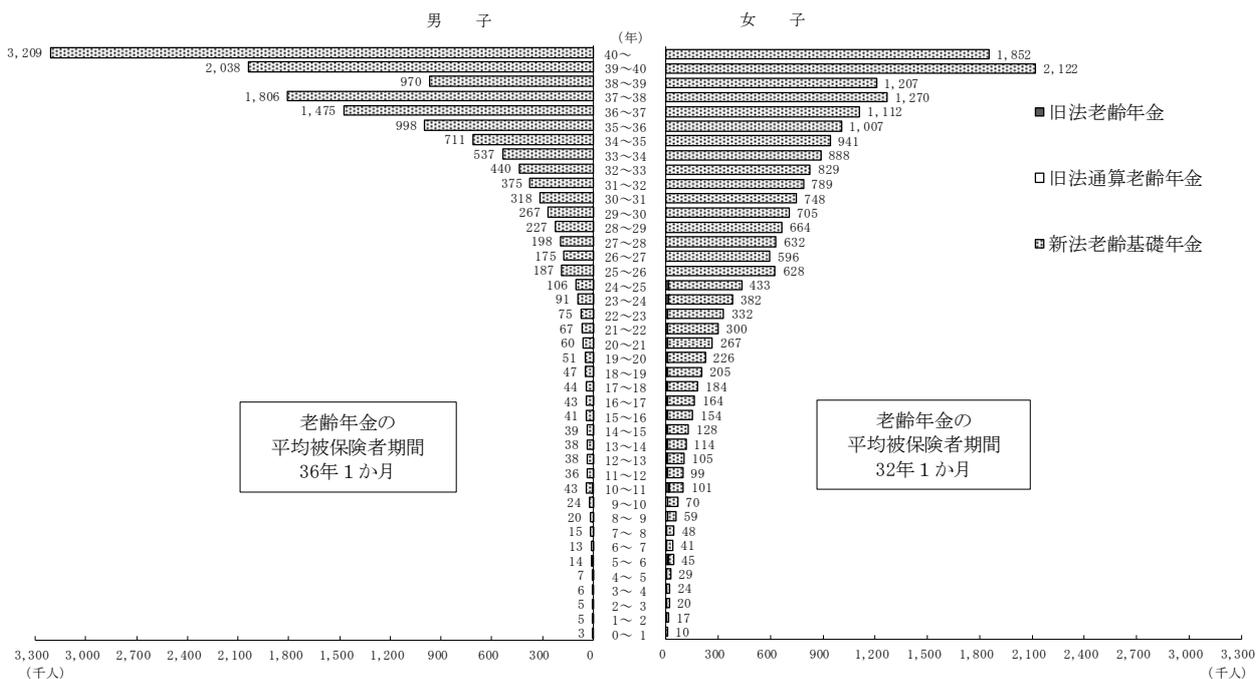
図22 国民年金 老齢給付の年齢階級別受給権者数(令和6年度末)



⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

令和6年度末における老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が36年1か月、女子が32年1か月である。(図23)

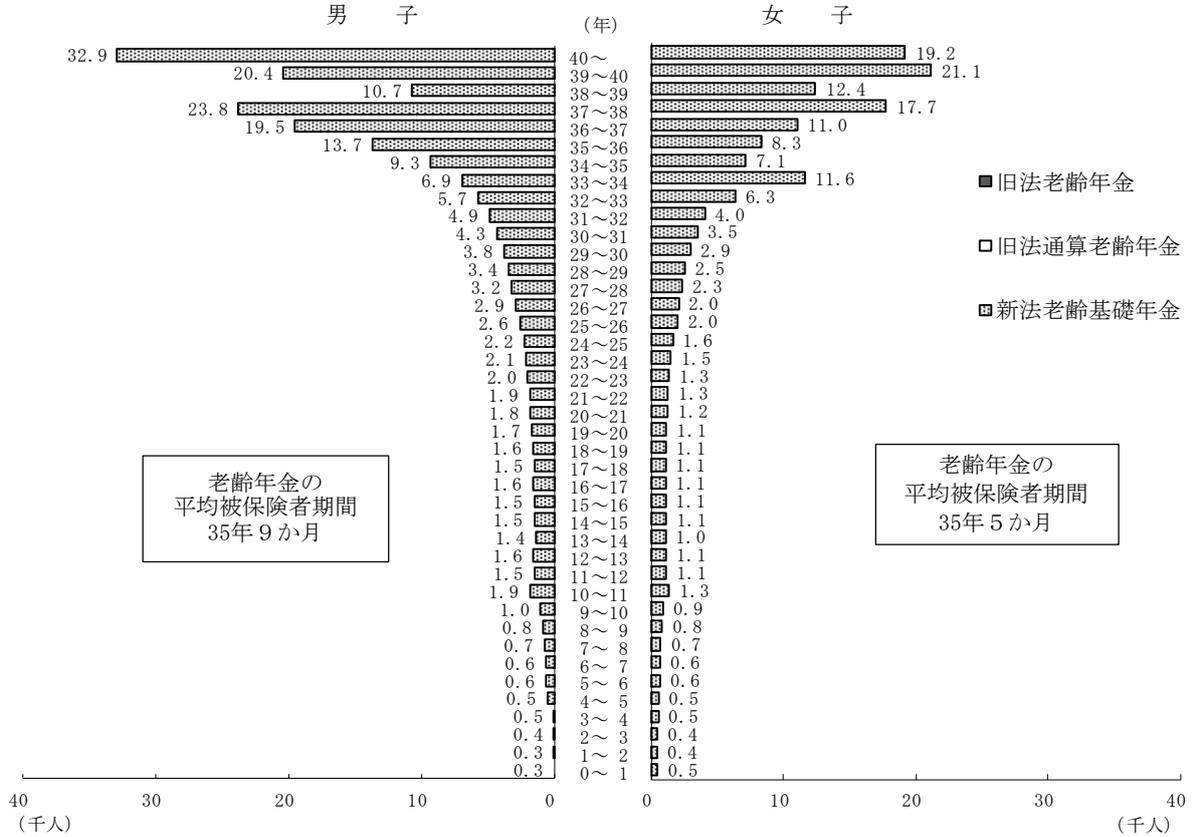
図23 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数(令和6年度末)



注1. 平均被保険者期間は、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)に係る期間である。
 注2. 被保険者期間10年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を含めて受給権が発生した者等もいるためである。

令和6年度における国民年金の老齢給付の新規裁定者は36万人で、被保険者期間別分布をみると男子は被保険者期間が40年以上の者、女子は被保険者期間が39～40年の者が最も多くなっている。(図24)

図24 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（令和6年度新規裁定）



注1. 平均被保険者期間は、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）に係る期間である。
 注2. 被保険者期間10年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を含めて受給権が発生した者等もいるためである。

(3) 年金額

① 年金総額

令和6年度末における国民年金の受給者の年金総額は25兆8,897億円となっており、前年度末と比べると、7,788億円の増加となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金・25年以上が23兆5,720億円、年金総額の91.0%を占め、通算老齢年金・25年未満が2,363億円（同0.9%）、障害年金が1兆9,879億円（同7.7%）、遺族年金が936億円（同0.4%）となっており、前年度末と比較すると、老齢年金・25年以上は6,834億円の増加、通算老齢年金・25年未満は120億円の増加、障害年金は811億円の増加、遺族年金は23億円の増加となっている。

なお、平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、受給資格期間が原則として25年未満の老齢基礎年金受給者を通算老齢年金・25年未満に計上している。（表42、表43、図25）

<旧法抛出处>

令和6年度末における旧法抛出处の受給者の年金総額は1,297億円で、この内訳は老齢年金が805億円（旧法抛出处年金の年金総額の62.1%）、通算老齢年金が243億円（同18.7%）、障害年金が223億円（同17.2%）、遺族年金が26億円（同2.0%）となっている。（表42）

<基礎年金>

令和6年度末における基礎年金の受給者の年金総額は25兆7,600億円で、この内訳は老齢基礎年金が23兆7,035億円（基礎年金の年金総額の92.0%）、障害基礎年金が1兆9,656億円（同7.6%）、遺族基礎年金が909億円（同0.4%）となっている。（表42、表43）

表42 国民年金 受給者年金総額（令和6年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ ・旧国年		(再掲) 基礎のみ 共済なし・旧国年		旧法抛出处年金		基 礎 年 金	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	235,720	91.0	37,646	68.4	28,816	63.1	805	62.1	234,915	91.2
5 年 年 金 以 外	235,670	91.0	37,596	68.3	28,766	63.0	755	58.2	234,915	91.2
繰 上 げ	18,794	7.3	7,017	12.7	6,695	14.7	391	30.1	18,403	7.1
本 来	209,070	80.8	29,349	53.3	21,149	46.3	360	27.8	208,710	81.0
繰 下 げ	7,806	3.0	1,230	2.2	922	2.0	4	0.3	7,801	3.0
5 年 年 金	50	0.0	50	0.1	50	0.1	50	3.8	・	・
通算老齢年金・25年未満	2,363	0.9	565	1.0	558	1.2	243	18.7	2,120	0.8
繰 上 げ	175	0.1	85	0.2	85	0.2	72	5.6	103	0.0
本 来	2,074	0.8	459	0.8	454	1.0	170	13.1	1,903	0.7
繰 下 げ	114	0.0	20	0.0	20	0.0	・	・	114	0.0
障 害 年 金	19,879	7.7	16,475	29.9	16,027	35.1	223	17.2	19,656	7.6
遺 族 年 金	936	0.4	371	0.7	295	0.6	26	2.0	909	0.4
合 計	258,897	100.0	55,057	100.0	45,696	100.0	1,297	100.0	257,600	100.0

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

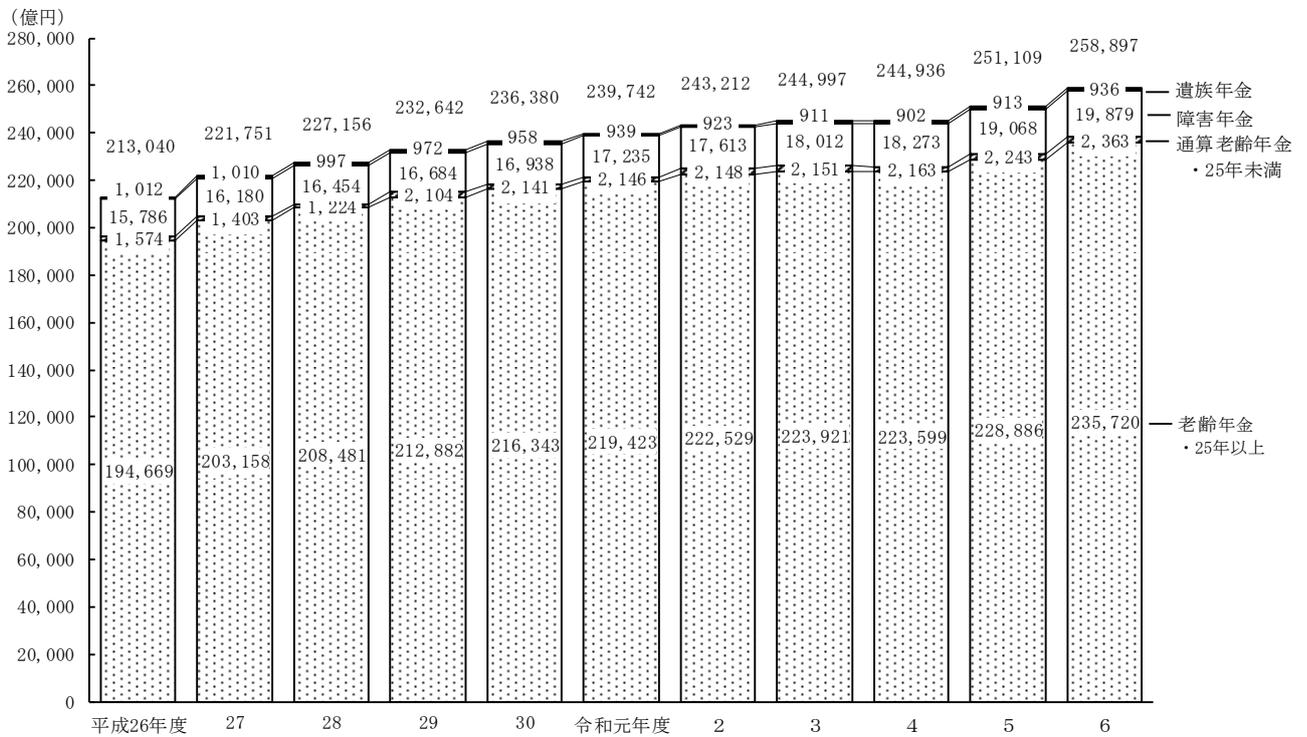
2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。

表 43 国民年金 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年度	合 計		老齢年金・25年以上		通算老齢年金・25年未満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	
平成26年度	213,040	205,776	194,669	189,574	1,574	・	15,786	15,255	1,012	948
27	221,751	215,378	203,158	198,740	1,403	・	16,180	15,687	1,010	951
28	227,156	221,669	208,481	204,723	1,224	・	16,454	16,001	997	944
29	232,642	227,958	212,882	209,717	2,104	1,046	16,684	16,269	972	926
30	236,380	232,423	216,343	213,708	2,141	1,242	16,938	16,558	958	915
令和元年度	239,742	236,410	219,423	217,233	2,146	1,390	17,235	16,887	939	900
2	243,212	240,432	222,529	220,730	2,148	1,521	17,613	17,294	923	887
3	244,997	242,699	223,921	222,455	2,151	1,644	18,012	17,721	911	879
4	244,936	243,092	223,599	222,439	2,163	1,770	18,273	18,011	902	872
5	251,109	249,569	228,886	227,926	2,243	1,931	19,068	18,827	913	886
6	258,897	257,600	235,720	234,915	2,363	2,120	19,879	19,656	936	909

図25 国民年金 受給者年金総額の推移 (年度末現在)



② 平均年金月額

令和6年度末における国民年金受給者の平均年金月額は、老齢年金・25年以上が5万9千円、通算老齢年金・25年未満が2万1千円、障害年金が7万5千円、遺族年金が8万9千円となっている。

老齢年金・25年以上受給者の平均年金月額をみると、繰上げが4万6千円、本来が6万円、繰下げが7万7千円となっている。(表44)

表44 国民年金 受給者の平均年金月額 (令和6年度末)

(単位：円)

	合 計	(再掲) 基礎のみ・	(再掲) 基礎のみ	旧法抛出处年金	基礎年金
		旧国年	共済なし・旧国年		
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	59,431	56,476	54,578	41,266	59,521
5 年 年 金 以 外	59,440	56,521	54,631	41,751	59,521
繰 上 げ	46,154	44,368	44,117	35,560	46,448
本 来	60,484	59,754	58,280	51,055	60,503
繰 下 げ	77,251	77,601	77,386	91,344	77,244
5 年 年 金	35,067	35,067	35,067	35,067	・
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	20,862	19,953	19,915	19,573	21,020
繰 上 げ	19,683	18,056	18,044	17,731	21,336
本 来	20,811	20,199	20,164	20,477	20,841
繰 下 げ	24,159	23,952	23,834	・	24,159
障 害 年 金	74,691	74,866	74,886	76,124	74,675
遺 族 年 金	88,917	83,351	80,716	36,346	92,825
合 計	59,432	59,883	59,063	36,471	59,621

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

注2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。

表45 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

年度	老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上		通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成26年度	54,497	55,026	18,485	・	71,995	71,974	80,404	87,041
27	55,244	55,688	18,777	・	72,565	72,543	81,832	88,014
28	55,464	55,831	18,880	・	72,453	72,431	82,404	88,073
29	55,615	55,918	19,091	19,220	72,245	72,223	82,932	88,141
30	55,809	56,058	19,064	19,077	72,109	72,086	83,208	88,164
令和元年度	56,049	56,256	19,126	19,130	72,042	72,020	83,644	88,348
2	56,358	56,529	19,282	19,315	72,039	72,017	84,173	88,640
3	56,479	56,621	19,398	19,466	71,868	71,848	84,349	88,584
4	56,428	56,545	19,495	19,594	71,499	71,480	84,352	88,333
5	57,700	57,801	20,087	20,222	72,891	72,874	86,500	90,388
6	59,431	59,521	20,862	21,020	74,691	74,675	88,917	92,825

老齢基礎年金（25年以上）の受給者の平均年金月額は、令和6年度末現在で6万円となっている。繰上げ・繰下げ状況の別にみると、繰上げが4万6千円、本来が6万1千円、繰下げが7万7千円となっている。（表46）

表46 国民年金 老齢基礎年金（25年以上）受給者状況の推移

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
令和2年度	3,254	56,529	364	43,892	2,835	57,783	55	75,723
3	3,274	56,621	355	43,985	2,859	57,795	60	75,260
4	3,278	56,545	345	43,979	2,867	57,644	66	74,532
5	3,286	57,801	336	45,012	2,877	58,844	73	75,563
6	3,289	59,521	330	46,448	2,875	60,503	84	77,244

注. 老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有する受給者を計上している。

③ 老齢年金の年金月額階級別受給権者数

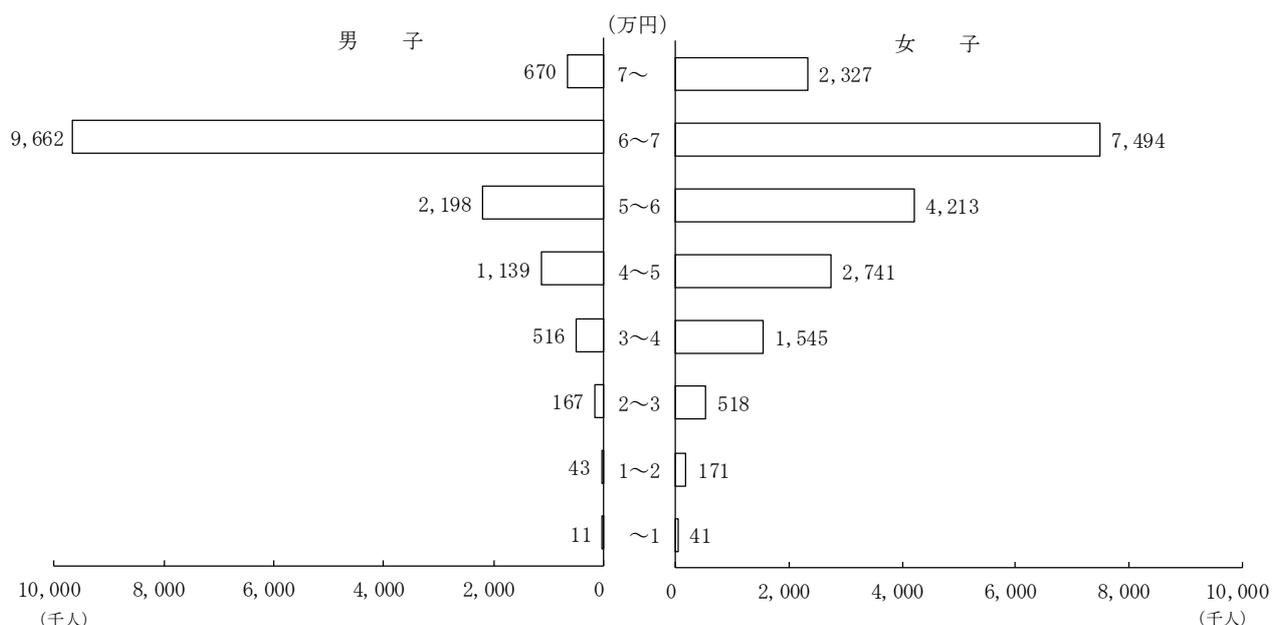
令和6年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみると男女共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。(表47、図26)

表47 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数 (令和6年度末)

(令和6年度末現在)

年金月額	総数			(再掲)基礎のみ ・旧国年(5年年金除く)			(再掲)基礎のみ共済なし ・旧国年(5年年金除く)		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
合計	33,454,617	14,406,115	19,048,502	5,608,982	1,401,214	4,207,768	4,442,745	830,877	3,611,868
万円以上 万円未満									
～ 1	51,828	10,848	40,980	19,859	1,357	18,502	19,523	1,183	18,340
1 ～ 2	213,583	43,006	170,577	72,285	7,526	64,759	71,505	7,154	64,351
2 ～ 3	684,559	166,997	517,562	201,316	29,138	172,178	199,242	28,189	171,053
3 ～ 4	2,061,539	516,309	1,545,230	656,174	88,576	567,598	648,880	85,509	563,371
4 ～ 5	3,880,083	1,139,415	2,740,668	820,317	168,400	651,917	771,673	142,939	628,734
5 ～ 6	6,410,228	2,197,700	4,212,528	1,077,243	243,280	833,963	912,269	151,682	760,587
6 ～ 7	17,155,059	9,661,504	7,493,555	2,080,626	699,869	1,380,757	1,199,789	265,747	934,042
7 ～	2,997,738	670,336	2,327,402	681,162	163,068	518,094	619,864	148,474	471,390
平均年金月額	円 59,310	円 61,595	円 57,582	円 56,337	円 59,732	円 55,206	円 54,412	円 57,309	円 53,746

図26 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数 (令和6年度末)



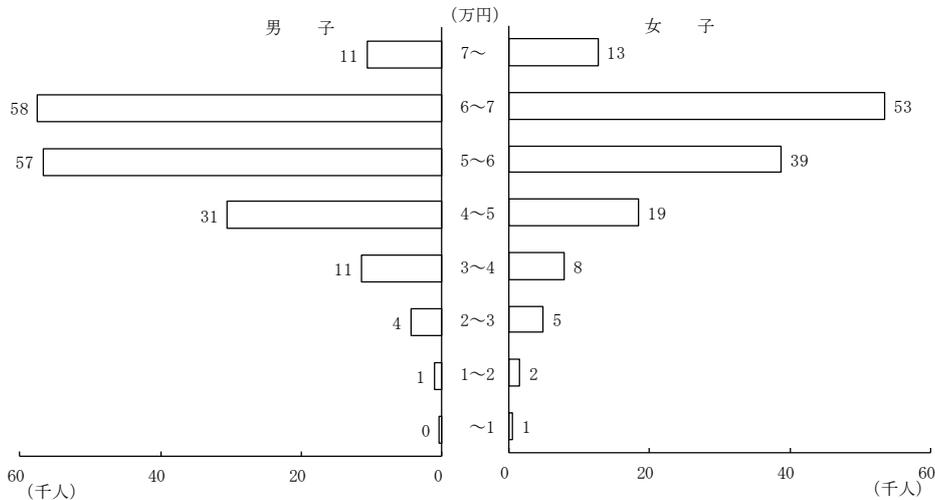
- 注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。
- 注2. 「基礎のみ・旧国年(5年年金除く)」とは、老齢厚生年金(厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く))の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者をいう。
- 注3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者をいう。

令和6年度に新規裁定された国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみると男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。(表48、図27)

表48 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数(令和6年度新規裁定)

年金月額	総数			(再掲)基礎のみ ・旧国年(5年年金除く)			(再掲)基礎のみ共済なし ・旧国年(5年年金除く)		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合計	311,180	172,853	138,327	112,674	46,200	66,474	54,241	17,772	36,469
万円以上 万円未満									
～ 1	920	343	577	251	43	208	235	32	203
1 ～ 2	2,699	1,097	1,602	938	284	654	909	271	638
2 ～ 3	9,412	4,480	4,932	3,046	1,223	1,823	2,981	1,184	1,797
3 ～ 4	19,324	11,466	7,858	2,576	877	1,699	2,395	761	1,634
4 ～ 5	49,012	30,508	18,504	7,000	2,944	4,056	5,744	2,059	3,685
5 ～ 6	95,467	56,753	38,714	23,599	9,328	14,271	15,910	3,784	12,126
6 ～ 7	110,961	57,523	53,438	60,983	26,287	34,696	17,767	6,424	11,343
7 ～	23,385	10,683	12,702	14,281	5,214	9,067	8,300	3,257	5,043
平均年金月額	円 56,375	円 55,806	円 57,085	円 61,524	円 61,630	円 61,451	円 57,954	円 58,765	円 57,558

図27 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数(令和6年度新規裁定)



- 注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。
- 注2. 「基礎のみ・旧国年(5年年金除く)」とは、老齢厚生年金(厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く))の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者をいう。
- 注3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者をいう。

4. 特別障害給付金

令和6年度末における特別障害給付金の支給決定状況は、障害等級1級が1,788件、2級が6,169件、合計7,957件となっている。このうち、学生の支給決定状況は、1級が950件、2級が4,023件、合計4,973件となっており、配偶者の支給決定状況は、1級が838件、2級が2,146件、合計2,984件となっている。

また、平成17年4月から令和7年3月末までの累積不支給決定件数は、1,471件となっている。

(表49)

表49 都道府県別 特別障害給付金支給決定状況（令和6年度末）

都道府県	総数									不支給決定件数
	合計			学生			配偶者			
	合計	1級	2級	合計	1級	2級	合計	1級	2級	
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
総数	7,957	1,788	6,169	4,973	950	4,023	2,984	838	2,146	1,471
北海道	427	93	334	222	25	197	205	68	137	79
青森	69	34	35	41	16	25	28	18	10	20
岩手	74	33	41	50	21	29	24	12	12	4
宮城	134	29	105	90	16	74	44	13	31	23
秋田	64	24	40	45	13	32	19	11	8	11
山形	63	17	46	46	11	35	17	6	11	2
福島	124	28	96	82	17	65	42	11	31	5
茨城	163	38	125	105	19	86	58	19	39	33
栃木	96	34	62	53	14	39	43	20	23	12
群馬	123	55	68	82	37	45	41	18	23	22
埼玉	339	57	282	209	38	171	130	19	111	69
千葉	320	84	236	193	45	148	127	39	88	73
東京都	659	148	511	497	93	404	162	55	107	128
神奈川県	592	144	448	329	65	264	263	79	184	86
新潟	132	27	105	83	13	70	49	14	35	12
富山	72	10	62	51	9	42	21	1	20	15
石川	76	10	66	54	5	49	22	5	17	7
福井	54	7	47	44	6	38	10	1	9	8
山梨	63	5	58	54	4	50	9	1	8	12
長野	108	17	91	90	14	76	18	3	15	23
岐阜	90	22	68	60	14	46	30	8	22	25
静岡県	183	35	148	119	17	102	64	18	46	34
愛知県	414	66	348	260	38	222	154	28	126	76
三重	93	16	77	59	11	48	34	5	29	16
滋賀	49	11	38	32	5	27	17	6	11	22
京都	181	30	151	93	10	83	88	20	68	35
大阪	584	140	444	287	61	226	297	79	218	59
兵庫県	315	72	243	176	37	139	139	35	104	92
奈良	107	28	79	65	15	50	42	13	29	27
和歌山	55	21	34	37	12	25	18	9	9	13
鳥取	39	4	35	23	2	21	16	2	14	13
島根	64	12	52	46	8	38	18	4	14	7
岡山	184	51	133	113	27	86	71	24	47	23
広島	278	53	225	191	36	155	87	17	70	70
山口	154	55	99	105	33	72	49	22	27	40
徳島	54	24	30	35	15	20	19	9	10	10
香川	72	11	61	54	8	46	18	3	15	27
愛媛	111	19	92	58	7	51	53	12	41	19
高知	51	6	45	36	3	33	15	3	12	6
福岡	431	66	365	280	37	243	151	29	122	96
佐賀	57	13	44	40	7	33	17	6	11	11
長崎	104	32	72	63	15	48	41	17	24	13
熊本	137	33	104	86	18	68	51	15	36	12
大分	108	18	90	54	7	47	54	11	43	30
宮崎	87	24	63	45	8	37	42	16	26	11
鹿児島	144	21	123	95	11	84	49	10	39	24
沖縄	59	11	48	41	7	34	18	4	14	16

注1. 「学生」の欄には、平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生について、特別障害給付金が支給決定された件数を計上している。

2. 「配偶者」の欄には、昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある者について、特別障害給付金が支給決定された件数を計上している。

3. 「不支給決定件数」は、平成17年4月から令和7年3月末までの累計である。

(参考資料)

都道府県別 老齢年金受給者数及び平均年金月額（令和6年度末）

都道府県	厚生年金保険（第1号）		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
総数	15,781,273	151,142	33,052,220	59,431
北海道	645,946	141,069	1,518,702	58,435
青森	154,131	128,129	387,393	57,137
岩手	180,514	132,943	385,355	60,720
宮城	296,629	144,920	619,968	59,532
秋田	157,668	129,503	337,028	59,147
山形	179,536	131,169	343,800	60,827
福島	285,764	136,880	555,955	59,922
茨城	359,236	152,963	793,374	59,395
栃木	256,643	149,631	536,581	59,544
群馬	258,559	148,666	547,280	60,564
埼玉	840,139	161,752	1,802,777	59,007
千葉	722,926	165,103	1,592,783	59,354
東京都	1,264,691	163,892	2,763,123	58,313
神奈川県	1,015,785	170,457	2,133,754	59,342
新潟	376,592	138,683	681,115	61,957
富山	187,459	144,644	314,111	62,989
石川	172,813	141,792	314,120	61,923
福井	135,133	140,787	222,217	62,290
山梨	106,918	144,665	237,977	59,275
長野	333,971	144,668	621,746	62,030
岐阜	272,398	149,910	567,973	61,248
静岡県	548,712	151,960	1,049,839	61,150
愛知	869,651	160,766	1,779,193	60,034
三重	248,879	151,949	499,990	61,403
滋賀	189,781	154,456	363,441	61,172
京都	306,792	151,483	667,161	58,206
大阪	955,206	156,272	2,071,773	57,122
兵庫県	685,504	159,086	1,449,849	59,138
奈良	166,147	162,292	394,017	58,961
和歌山	114,135	145,933	284,033	57,784
鳥取	93,936	133,459	168,311	61,502
島根	119,738	133,918	213,251	62,287
岡山	289,388	146,429	532,668	61,564
広島	400,511	150,745	766,938	60,991
山口	214,048	148,166	429,537	61,120
徳島	112,045	134,131	221,933	58,797
香川	151,903	144,026	286,088	61,718
愛媛	190,493	140,301	411,652	59,792
高知	103,252	132,202	220,934	57,926
福岡	634,167	145,822	1,303,188	58,300
佐賀	114,954	134,191	235,463	61,084
長崎	178,334	136,825	404,364	58,617
熊本	233,506	132,740	516,458	59,907
大分	163,188	136,507	346,542	58,397
宮崎	149,658	129,224	325,307	59,234
鹿児島	217,632	133,343	484,282	59,659
沖縄	113,770	128,819	304,952	54,217
その他	12,492	133,788	43,924	30,785

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

注2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、老齢基礎年金月額を含む。

注3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。